

令和元年

# 三重県議会定例会会議録

(11 月 29 日)  
(第 18 号)

第  
18  
号  
11  
月  
29  
日



令和元年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 18 号

○令和元年11月29日（金曜日）

---

### 議事日程（第18号）

令和元年11月29日（金）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中	一 宝
書 記 (企画法務課長)	枘 屋	武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井	靖 士
書 記 (議事課班長)	中 西	健 司
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	日 沖	正 人

戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 籬 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。

〔35番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○35番（奥野英介） おはようございます。草莽の奥野です。よろしくお願  
いします。13年目にして初めてトップバッターということで、ちょっと、かな  
り緊張しておりますので。

〔発言する者あり〕

○35番（奥野英介） いやいやと言われても、本当に緊張しておるんです。私  
がトップバッターで、70歳超えのがトップバッターで、最後の締め、3日目  
の最後は重鎮の三谷議員にやっていただきますので、ソフトに進めていき  
たいと思います。よろしくお願ひします。

それじゃ、第1問目に入らせていただきます。

1問目は、オスプレイ再飛来に関する県の対応についてでございます。

一昨日、知事のコメント、そして、防衛省東海防衛支局から明野駐屯地に  
現地対策本部の設置とか、いろいろと言われておりますけど、質問は少し重  
複する部分もありますけど、私の町、明野のことですので、オスプレイに対  
してお尋ねしたいと思います。

先日、明野駐屯地にアメリカの海兵隊のオスプレイが飛来することに関して、県及び伊勢市から防衛省に万全な安全対策を求める要望書が提出された報道がなされました。

同じ日の新聞記事には、同じ明野駐屯地で、佐賀県で墜落事故を起こしたヘリコプターAH-64D、明野の自衛隊には様々な型のヘリコプターが、昔はヘリコプターというのは4本の羽だったんですけど、今は2本のヘリが、2本のほうが事故が多いのかなというような気がします。同機種の飛行再開に関する記事も掲載しておりました。

先日、東海防衛支局のほうから、私がうるさいので電話がかかってきました、こうこうでAHが明野でまた始めるということを知っています。そうすることで、県内では、平成16年に鳥羽市の青峰山の上空で、明野駐屯地のヘリコプターが2機衝突、墜落する事故も起こっており、この事故は2人亡くなっているはずですが。駐屯地の前の運動場に、自衛隊の運動場に残骸が随分長いことありました。そういうことで、今回の飛来については、草莽でも、我々県民もそうなんですけど、地元住民としてはやはり随分不安を感じております。

また、明野の駐屯地の周辺は、昔は陸上自衛隊の滑走路、あつ、違うか、陸軍だったかな、陸軍の土地で、開拓地として近くの人が陸軍の土地を買って、畑とか田んぼとかやっていたんですけど、最近では、明野は随分人口も増えて、学校も今年には増築したということで、昔は小俣小学校と明野小学校は随分生徒の数に差があったんですけど、今は同じぐらいの生徒が、約500人から600人います。中学校に来ると一つになるので、700人規模の子どもたちが小俣中学校へ行っておりますので、随分子どもたちも増えているし、もちろん相当人口も増えているということで、明野駐屯地が設置された当時よりは状況は大きく変化しており、多くの付近住民には影響があるはずですが。

県民は安全、安心への関心が高まっており、たびたび起こる航空事故にも目が注がれている感じがあります。今日このごろでございます。

11月14日、防衛省・自衛隊から明野駐屯地に米軍のオスプレイが飛来する

などとした日米共同訓練を実施すると発表されました。今年2月に続く飛来で、短期間に2回目となります。

明野駐屯地が所在する伊勢市長は、東海防衛支局へオスプレイの常態化ではないかとの趣旨の抗議文を渡しました。18日には、東海防衛支局長が伊勢市長を訪問し説明を行うなど、地元の不安が表面化しつつあります。

平成10年ごろは、旧小俣町るとき、新型ヘリを導入するたびに町職員が騒音のレベルがどれぐらいなのか、また、土地買収により、ヘリの格納庫及び滑走路の新設など自衛隊の説明をうのみにせず、職員が調査をしていました。そういうことを注視することによって、自衛隊は丁寧な説明をしようとしていました。

地域と共存共栄を大切に、地域住民とは緊張感の中で情報提供をされていましたが、今それが随分薄れてきているんじゃないかと私はこのごろ感じるを得ません。情報提供が激減しておるのが今の自衛隊の慌て方じゃないのかと思います。

県民として、オスプレイへの不安が払拭されるとは言いがたい状況であること、社会生活への影響があることに加え、さらに、このまま明野駐屯地への常態化を懸念しなければいけない状況になりつつあるのではないかと思います。

知事は、今年2月、今後について東海防衛支局と緊密に連携し、情報収集に当たると答弁しておりますが、これまでの経緯について説明していただくとともに、県民の不安解消に向けて県はどのように取り組んでいくのか、私としては自衛隊とのかかわりも長いし、そういうことで賛成、反対とする立場にはありませんが、知事の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） オスプレイ再飛来に関する県民の皆さんの不安解消などに向けた対応についてということで答弁させていただきます。

経緯としましては、県では、今年2月、明野駐屯地への米軍のオスプレイ飛来に際して、1月21日に防衛省東海防衛支局長へ7項目に及ぶ要望書を提

出すとともに、実動訓練終了後の3月には要望に対する検証結果を公表し、東海防衛支局とも共有をしました。

一方、このたびの自衛隊と米海兵隊の実動訓練に関しましては、11月14日に防衛省から県及び伊勢市に対し、12月1日から13日にかけて、明野駐屯地等へ米軍のオスプレイが飛来する日米共同訓練を実施すると情報提供されるとともに、プレスリリースされました。

これを受け、地元の皆さんの住民生活や学校活動への不安が払拭されるよう、その情報提供を受けたその日に、防災対策部長から電話にて東海防衛支局長に対し、この常態化などないよう要請をさせていただくとともに、県と伊勢市とで11月20日に防衛省東海防衛支局長を訪問し、地元への十分な説明、最大限詳細な情報の提供、安全管理の徹底のほか、オスプレイの飛行や離着陸に当たっては、市街地、学校、観光地などの上空や児童・生徒の通学及び深夜の時間帯を避けるとともに、飛行高度などに配慮し、騒音等により県民生活に影響を及ぼすことがないようにすること、訓練に携わる全ての者に対する意識啓発や周知等を行うこと、県民生活に不安を与えたり支障を来したりしないこと、さらに、今後、三重県内で米軍のオスプレイを使った訓練を常態化することがないよう強く申し入れたところであります。

東海防衛支局長からは、現地対策本部を設置し、地域内の夜間巡回や騒音測定を行うことに加え、新たに、地域住民からの問い合わせに対応する電話窓口を設置するとともに、次年度以降の本訓練については、関係自治体からの懸念に最大限配慮し、十分に対応してまいりたいとの回答を得て、この27日から明野駐屯地内に現地対策本部を開設し、対応していただいているところであります。

県では、自衛隊と米海兵隊の実動訓練の実実施時において、東海防衛支局との緊密な連絡体制を構築し、明野駐屯地における米軍のオスプレイの飛行及び離着陸情報を県ホームページに掲載します。

また、防衛省・自衛隊とは常々顔の見える関係にあることから、緊急時は連携して対応するなど、また、地元の皆さんの思いにしっかり寄り添いなが

ら、万全を期して県民の安全、安心の確保に努めてまいります。

この要請を20日に行った際にも、例えば12月1日から13日に行われる高校での期末テストや中学校のマラソン大会、様々、学校行事などもありますので、その情報も具体的に日付を入れて東海防衛支局に渡した上で、こういうものにもしっかりきめ細かく配慮してほしいというようなことを申し入れさせていただき、また、常態化のことにつきましても強く申し入れをし、これまでも将来、佐賀、当面木更津という配備の計画しかないということでありますので、我々としてはそういうふうを受けとめております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） 海に向かってヘリコプターは大体飛ぶんですけど、そうはいいながら、やはり私の家の上ですか、バリバリしているとよく見えるんですよ、あれね。結構飛んでおります。

今、私がここへ来てからも十数年になりますから、随分また町の様子も変わってきております。本当にオスプレイに何かがあれば、ただヘリが落ちるだけでなく、本当に大きな事故、人命も心配になります。

そういう意味で、これからは伊勢市も県も自衛隊とは十分に緊密な情報交換をしてやっていただきたいなと思います。

そして、常態化しないかということなんですけど、多分、これ、言うともた自衛隊から電話がかかってくるかわからんですけど、常態化すると思います、多分ね、多分。今は今日、明日はないでしょうけど、ほとぼりが冷めたころには可能性は高いのではないかなと思います。

オスプレイはプロペラが二つで、普通のヘリコプターは一つですから、やはり事故の起きる確率が高いんじゃないかと思いますので、もし、もしもですよ、常態化するのであれば、相当オスプレイに対して、今まで事故があったわけですから、もっと事故のないような、そういうヘリにさせていただかないと、地元住民としては非常に困るんじゃないかなと思います。

そういう意味で、これから行政もきっちり、しっかり見詰めていただきたいと、そんなふうに思います。県民を守る立場として、今後も伊勢市や地域

住民の方々にきちっと話をしながら、安心・安全で暮らせるように対応していただきたいと思いますので、この項はこれで終わらせていただきます。

続いて、三重テラスについてでございます。

知事は、平成24年第2回三重県議会定例会における提案説明の中で、三重県は魅力的な地域資源が多くあるが、首都圏をはじめ、全国的に知名度は高くない状況であることから、日本の情報発信の中心であり、非常に大きな市場である首都圏において、誘客や販売拡大等の営業活動を戦略的、総合的に進めるために、平成25年の夏に、首都圏営業拠点を東京日本橋に整備したいと述べられました。なぜ日本橋に設置するのかといった質問や費用対効果、コンセプト、施設の内容等について激しい議論がなされておりましたのを思い起こします。

三重テラスとして、平成25年9月28日に東京日本橋にオープンしました。当時の説明では、三井家をはじめとする伊勢商人ゆかりの地であり、また江戸時代、多くの人々が参詣した伊勢神宮への旅の出発地である、加えて多くの三重ゆかりの企業との連携が期待できると日本橋を選んだと述べられています。

今振り返ってみると、三重テラスが設置された後の日本橋は、日本橋再生計画に基づく面的なまちづくりプロジェクトが進められ、大規模商業施設が次々とオープンし、さらに多くの人々が訪れる集客力のある地域となりました。

また、三重テラスのオープン後には、福島県や長崎県、富山県、滋賀県が次々、日本橋地域に出店し、銀座、有楽町地域と並ぶアンテナショップの集積地となっております。

三重テラスでは、三重の食、観光、歴史、文化、伝統など様々な魅力を首都圏で効果的に情報発信し、三重ファンを積極的に拡大させ、さらに、県産品の販売拡大や誘客の増加を目指すため、四つの基本コンセプトの実現に向けて取り組んだ結果、オープンした平成25年9月から令和元年8月までの総来館者数は約374万6000人、総売り上げは14億2100万円となっています。

これまでの間、オープンした平成25年度の第62回神宮式年遷宮、平成26年

度の熊野古道世界遺産登録10周年、平成28年度のG 7伊勢志摩サミット、平成29年度のお伊勢さん菓子博など、県内で開催されるビッグイベントとの相乗効果を図り、積極的に三重県の情報発信を取り組んでおられ、その成果として一定の評価をしております。特に、G 7伊勢志摩サミット開催がされた平成28年度は、来館者数も売り上げも過去最高を記録しております。

一般財団法人地域活性化センターが行った調査によると、平成30年4月の東京都内の自治体アンテナショップの店舗数は、都道府県が設置した店舗が42件、市町村が設置した店舗が34件の計76店舗で過去最高を記録するなど、自治体アンテナショップの都内への出店が続いています。

また、山梨県ではシンガポールやマレーシア、新潟県ではニューヨークにアンテナショップを出店するなど、海外に設置する自治体もあらわれてきました。

一方で、経営という面から見ると、多くのアンテナショップは都内の一等地に立地するため、高額な施設賃借料や職員の人件費などコストを入れると、その運営費の大半は税金で賄われている状況です。

三重テラスも初年度の整備費が約1億5000万円、施設賃借料も含むと、運営管理費が毎年9500万円程度、約1億円、事業活動費や駐在する職員の人件費を含んだ平成25年度から平成30年度までの総費用は約10億5000万円、そのうち投入された税金約10億円となっています。

平成25年のスタートのとき、5年間で第1ステージとなっていたのかは記憶にございませんが、今が第2ステージであるとすれば、令和4年度までが第2ステージとなります。

これまでの三重テラスでの取組についてそれなりの評価はしているものの、トータル10年間続けることが果たして行政としての役割なのか、また、この役割は三重県の発信など一定の成果を上げたとするならば、財政状況の厳しい中、規模の縮小とかデパートの一角で三重県を発信する方法など、一旦区切りをつける勇気も必要であるかと思われます。

伺います。

これからの三重テラスの方向と少しこれまでの反省も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 令和4年度までの第2ステージを一つの区切りとして、三重テラスの運営方法を見直すべきではないかという御質問でございました。

首都圏営業拠点三重テラスは、三重の食や観光、歴史、文化など様々な三重の魅力を首都圏で効果的に情報発信し、三重ファンを積極的に拡大させ、さらには県産品の販路拡大や誘客の増加を目指すため、議員がおっしゃっていただきましたように、平成25年9月に設置いたしました。

三重テラスの設置に当たりまして、効果的に情報発信する機能、三重に訪れたいと思わせるような仕掛け、地域への入り口としてのコンシェルジュ機能、中小企業のチャレンジ支援機能が必要と考えまして、ショップ、レストラン、イベントスペース一体でこれらの機能を発揮させてきたと考えております。

また、首都圏には、三重にゆかりを持つ人、企業、店舗がたくさん存在しておりますので、そうした人たちに三重を応援してもらい、さらに熱烈な愛着を持ってもらえるよう、三重テラスでのイベントを通じてネットワークの構築に取り組んでまいりました。

そうしたことから、三重テラスは物販中心としました単なるアンテナショップではなく、三重の魅力を総合的に発信する首都圏営業拠点であることにこだわりを持ってまいりました。

三重テラスは、令和元年11月25日までに、議員、おっしゃっていただきましたが、390万人を超える方々に御来館をいただき、様々な取組をメディアに取材していただくことで、全国への情報発信にもつなげております。

例えば伊勢志摩サミット開催期間の前後は三重テラスにメディアの取材が集中いたしまして、三重に関する情報が全国発信されました。また、今年10月に、即位礼正殿の儀のパブリックビューイングを開催しましたところ、

NHKをはじめとする全国メディア6社の取材がございまして、参加者へのインタビューが全国に生中継されたということもございました。

イベントスペースを利用している県内市町からは、市町単独では継続してPRすることは難しいが、三重テラスのイベントスペースを活用することで継続的に取り組むことができるため、首都圏で大きな効果があるなどとの意見を頂戴しております。

販路拡大につきましては、ショップ、レストランで三重の魅力ある商品や食材をアピールするだけではなく、県内事業者の販路拡大の場として商品のブラッシュアップにも活用いただいております。

また、三重テラスで開催いたしました商談会において、熊野地鶏の魅力に引かれました首都圏の飲食店経営者が、全面的に熊野地鶏の料理店にリニューアルをいたしまして、あわせて三重の地酒も置いていただくことになった例もございます。

また、商品を出品している県内事業者からは、出品を通じて首都圏での知名度が上がった、口コミでの広がりもあり、通信販売では首都圏からのアクセスや注文が急増したとの声や、首都圏のバイヤーがショップで当社の商品を見て、商談の問い合わせをいただき、取引も成立したなどのお声も頂戴しております。

三重テラスの来館者数につきましては、平成28年度をピークに減少傾向にあるという課題を抱えておりますけれども、令和元年度10月末時点におきましては、対前年同期比で105.9%と上向きに転じつつあります。

平成30年度にスタートいたしました第2ステージでも、三重テラスが持つ機能を進化させまして、これまで積み上げてきました実績をさらに伸ばしていくための不断の努力を行ってまいります。

来年度開催されます東京2020オリンピック・パラリンピック大会を絶好の機会と捉えまして、訪日外国人旅行者に三重テラスを通じて三重県を知っていただき、三重へいざなえる工夫をしていきたいと考えております。

今後開催されます三重とこわか国体・三重とこわか大会や大阪・関西万博

等、県内外におけるビッグイベントを活用した三重県の営業拠点としての役割はますます高まっていると認識しておりますけれども、第2ステージ終了後の三重テラスにつきましては、令和4年度に中小企業の皆様や市町、関係団体等の皆様の御意見もお伺いをしながら、これまでの取組に関する効果や課題等について検証いたしまして、三重テラスの今後のあり方についても検討したいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） 費用対効果とか、それはもともと考えていないことだったと思うんです。だけど、やはりこれまで三重県の発信、いろんなイベントもありましたから、十分とは言えないかもわからんけど、かなりの部分で三重県の発信はできてきたんじゃないかなと思います。

いろんな県が首都圏へのこだわりというのもありますけど、三重県の場合は、私はずっと見させていただいて、ある程度三重県の発信はできていたんじゃないかなと思いますので、これ、いつまでも行政がこのような形でかわっていくというのはちょっといかがなものかなと思います。

知事がずーっと知事をやられるのならまたそういう考え方もあるかもわかりませんが、4年間の区切りですので、どこかでその区切りをつけようとするのも大事ではないかなと思いますので、この第2ステージの間に次のステージに行くのか、その辺も十分に考えていただいて、やはり税金がかなり投入されているということも頭に入れていただいて進めていただけたらなど、そんなふうに思います。

以上、この項を終わります。

地域にとって必要な医療の確保に向けてでございます。

昨日、厚生労働省の方が来て、三重県勤労者福祉会館でこの件についての言いわけを随分聞いてきました。たくさん関係者の方々がみえておりました。ざっといって感じたことを申したいと思います。

公立・公的医療機関の再編・統合の公表を受けて、去る9月26日、厚生労働省が発表した公立・公的病院の再編・統合の議論が必要な病院として、全

国424病院、三重県では7病院、桑名南医療センター、菰野厚生病院、亀山市立医療センター、大台厚生病院、済生会明和病院、町立南伊勢病院、市立伊勢総合病院がその対象とされました。

各関係者において議論になっていますが、今回の公表は平成29年6月時点の診療実績をもとに作成されたものであり、既に統合や病床機能の転換等に取り組んでいる病院が対象に含まれているなど現状に即したのではなく、現状が反映されていないなどと各病院は反発をしております。

厚生労働省が、病床数が過剰だとしており、人口減少が進む中、地域医療を崩壊させず、在宅ケアの移行を進めるには、病院の再編・統合は避けられないというのが厚生労働省の理屈ですが、地元事情を考慮せず、手術件数などから機械的に対象病院に決めたことは机上の空論だと反発や困惑が広がっております。

市立伊勢総合病院は新病院の建設を経て、本年1月4日に診療を開始しました。建設の際には、病床数を322床から300床に減らし、地域に必要な地域包括ケア病棟やホスピス病棟の新設、回復期リハビリテーション病棟の新設など、地域による医療ニーズに合わせて機能転換も先立って実践しており、この機能は伊勢志摩地域医療構想調整会議においても合意された内容であります。

また、本年9月、知事から災害拠点病院に指定されました。南海トラフ巨大地震など災害発生時に地域の医療拠点となる重要な病院の一つとなります。

また、町立南伊勢病院は、病床数を従前より26床減らし50床とし、津波などに備えて高台に移転新築しました。関係者は、津波で孤立した地域医療をどうするのか不安を募らせています。

県は、再編・統合ありきではなく、地域事情に応じて慎重に議論することとしています。厚生労働省は、住民の不安を招き、反省していると陳謝しており、再編・統合は強制するものでなく、地域事情を踏まえた議論を進めてほしいとありますが、厚生労働省が公表した2025年をめどに再編する可能性が高いのではないかと危惧します。

知事、部長は、即再編・統合というよりも、地に足をつけて丁寧な議論をしていきたいと言われておりますが、ここで改めて、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをしたいと思います。

もう随分、新聞紙上やいろんな形で皆さん御存じかと思いますが、テレビも入っておりますので、部長から、わかりやすく説明をしていただけるとありがたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 公立・公的医療機関の再編・統合の公表について御答弁申し上げます。

地域医療構想の実現に向けましては、県内八つの地域ごとに地域医療構想調整会議を設置いたしまして、地域の実情を踏まえた丁寧な議論を行ってきたところであります。

こうした中、奥野議員からも御紹介がございましたように、9月26日に、国から一方的に全国424の病院、本県におきましても七つの病院が、再編・統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関として公表されたところでございます。

この公表に当たっての国の分析は、平成29年6月のデータをもとにしているため、本県で対象とされた病院の中には、例えば市立伊勢総合病院や町立南伊勢病院のように、調整会議で議論を行った上で、平成29年7月以降に機能転換等を伴う建てかえを行った病院も含まれる結果となっております。

今回、国が地域の実情を踏まえず、画一的な分析のみで機械的に医療機関名を公表したことは、これまで真剣に検討を積み重ねてきた調整会議の協議結果を否定するものであり、また、いたずらに住民や医療従事者の不安をかき立てるもので、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県といたしましては、今回公表の対象となった病院は、地域医療を守る上で地域になくってはならない病院であると認識しております。

このため、国に対しまして調整会議の合意結果を最大限尊重するよう全国知事会を通じて申し入れを行いますとともに、先般、国へ要望を行ってまい

りました。

また、昨日には、県独自で厚生労働省の担当室長を招き、奥野議員にも御出席をいただいたところでございますが、医療関係者等約200名の参加を得て意見交換会を開催し、地域の声を直接、厚生労働省に伝えたところでございます。

本県では、これまでも地域の実情を踏まえた丁寧な議論を行ってきたところであり、今回の公表に惑わされることなく、今後も調整会議におきましてしっかりと地に足のついた議論を行い、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） 昨日、厚生労働省の女性の方ですか、随分、医師会の会長とかきつい話があって、うまく逃げているなという感じがしました。

新聞によると、安倍総理は持続可能で安心できる医療・介護体制を構築するには、地域医療構想の実現が不可欠と言われております。

厚生労働省、反省しているみたいなことを昨日も言っていたんですけど、全然反省していないんじゃないか。これは2025年、要するに団塊の世代、我々より一つ下の昭和22年生まれから24年生まれの方が75歳を過ぎると、今の医療、社会保障というのが2018年、45兆円ぐらいが、2025年には54兆円ぐらいになっていくということで、これはやらざるを得ない、また、公立病院というのは交付税の中で算定基準に入っていて、国からもそれなりの、金額はわからないんですけど、公立病院に対して交付税の算定基準の中である程度のお金が病院に交付税措置されている、そういうことをいろいろ考えていくと、やはり2025年というのは一つの大きなめどじゃないかなと、そんなふうに思いますので、その辺の準備をしないとは言いながら、したときに困りますので、その辺の準備は今必要なんじゃないかなと思いますけど、部長、いかがですか。

○医療保健部長（福井敏人） 今、奥野議員がおっしゃったように、2042年には後期高齢者の人口、ピークを迎えると、そこへ向かって医療費は今後増大

するというようなことが言われています。

その中で、当然高齢者が増えるわけですので疾病構造も変化をいたしますし、人口全体の減少の傾向もあります。そうした方向性については、やはり真摯に我々も議論をしていく必要があると私どもは認識をいたしております。

しかしながら、そこに当たっては、地域の実情はしっかりと踏まえた上での議論が必要だと考えておまして、昨日、私からもしっかりとそのことを申し上げたところでございます。

[35番 奥野英介議員登壇]

○35番（奥野英介） やっぱり県民、住民の方が一番困るわけですので、県としてはそこら辺の対応を今から準備していただきたいと、そのように思います。

続いて、一志病院のほうに移らせていただきます。

先ほど質問しましたが、公立・公的医療機関の再編・統合の公表について、再検証が必要な7病院の中には、県立病院、三重県立総合医療センター、一志病院、志摩病院、三重県立こころの医療センターは含まれておりませんが、引き続き各県立病院には、それぞれの病院の役割、機能を担い、県民の期待に応えられるよう、病院スタッフをはじめ、病院事業庁全体が取り組んでいただきたいと思います。

今回質問します一志病院につきましては、これからの地域にとって魅力ある病院であり続けるためにどうしたらよいか、私はその鍵になるのが地元、津市であるのではないかと思います。

一志病院は、人口減少と高齢化の進む津市白山・美杉地域において入院機能を有する唯一の医療機関として、また、同地域の初期救急医療を担う医療機関として、さらに年々ニーズが高まる在宅医療を提供する医療機関として等々、その果たしている役割はどれも重要であり、地域にとってなくてはならない病院となっております。

人生100年時代と言われる中、2025年には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上になる超高齢社会を迎えます。こうした中で、私たち一人ひとりが医

療や介護が必要な状態となってもできる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最後を迎えることができる環境を整備していくことが喫緊の課題となっております。

高齢化の進展に伴う老人慢性疾患の増加により疾病構造が変化するなど、住民ニーズも変わってきています。また、介護ニーズについても、医療ニーズをあわせ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性が高まっています。

こうした中で、医療と介護の提供体制についてサービスを利用する人の視点に立って、ニーズに見合ったサービスが切れ目なく、かつ効率的に提供されていることが重要となっております。この意味で一志病院は、津市白山・美杉地域において、地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たす病院となっております。

ただし、この地域で実効性のある地域包括ケアシステムの構築や地域医療の充実を図る上で、やはり中心となるべき地元自治体が津市であり、住民に身近な行政として津市が積極的に関与していくことが求められるはずです。

このことは、平成29年12月に出された津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会でも明確になっています。

また、一志病院がこれからも地域のニーズに的確に応え、良質な医療提供をしていくためには、津市との連携協力体制の充実が必要です。

公立・公的病院は、経営・運営状況は多くの病院において厳しい状況になっています。多くの公立・公的病院は、行政からの繰入金で運営している状況だと思われます。地方交付税の中で、病院の算定枠プラス一般会計の繰り出しでその運営がなされていると考えております。

津市が一志病院にどれだけの協力をしているかはわかりませんが、公立病院のある自治体は病院への繰出金が少なからず一般会計を圧迫していると推測されます。

県と津市との一部事務組合の設立が難しければ、津市に一志病院の財政的な支援を今以上に協力していただく必要があるのではないかと思います。津

市から叱られるかわかりません。

そこでお聞きいたします。

白山・美杉地域における医療や介護の充実に向け、津市との連携をどのように取り組んでいくのか、病院事業庁長のお考えをお聞きいたします。

〔加藤和浩病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（加藤和浩） 白山・美杉地域における医療や介護の充実に向けた津市との連携、取組について答弁を申し上げます。

津市白山・美杉地域における医療、介護の充実に向けては、県立一志病院が入院機能を有する唯一の医療機関として地域医療を支えるとともに、保健、医療、福祉の多職種連携による取組や、訪問診療、訪問看護などの在宅療養支援を実施するなど、他地域の参考となるモデル的な取組を展開しながら、地域包括ケアシステムの構築に積極的にかかわっております。

そのような中、先ほど議員からも御紹介をいただきましたとおり、平成29年度に、県、津市、三重大学の三者で設置をいたしました津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会におきまして、地域住民の健康を守るための地域医療は、住民に身近な自治体である津市に責任があることで合意をしたところでございます。

その上で、津市からは、同地域における実効性ある地域包括ケアシステムの構築や地域医療の充実に向けて積極的な関与を進めるために、訪問看護ステーションの設置など12項目の取組を検討していくことが示されました。

この提案を受け、12の取組について、昨年度から県と津市の担当で構成するワーキンググループで検討を続けてまいりましたが、その中で、ICTを活用して患者情報を医療関係者で共有する事業については、その内容についておおむね合意し、一志病院内で試行をしております。

また、訪問看護ステーションの院内への設置についても、開設に向けた準備を進めることで合意し、津市と合同で民間事業者に聞き取り調査を行うなど、実施に向けて進んでいる取組も出てきたところでございます。

今後も、さらなる進展に向けて検討を進めてまいります。一方で、12取

組の実施に当たっての費用負担については、津市の合意が得られておりません。

医療資源や財源が限られる中、現在は、一志病院が中心となって住民にとって一日も欠くことのできない地域医療を提供しているところですが、今後もさらなる取組の実現を図り、継続していくためには、さきの合意のとおり、地域医療に責任を有する津市が主体的かつ積極的に参画するとともに、相応の費用を負担していただくことが当然ながら不可決であります。

そのため、今後も粘り強く協議を続けてまいります。津市には、市民の健康を守ることを第一に協議に臨んでいただき、その責任を果たしていただきたいと考えております。

病院事業庁といたしましては、白山・美杉地域において住民の方々に安心して暮らし続けていただくためには、県と津市が適切な役割分担のもと、地域医療の充実や最適な地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまで以上に密接に連携していくことが大切であると考えているところでございまして、引き続き津市に強く働きかけながら、取組の早期実現を目指してまいります。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

**○35番（奥野英介）** 昨年、合併した市町に9割方訪問させていただいて、津市ももちろんお邪魔しました。余り歓迎されなかったんですけども、重箱の隅をつつくようなことを聞かれるんじゃないかと思われて、あんまりいい歓迎じゃなかったんですけど、ちょっと勉強させていただいたときに、津市は、やはり財政的には随分財政力指数も高い、また、今年でしたか、去年でしたか、松阪市と津市で合併特例債の延長で総務省がそれを認めたというようなことですけど、その合併特例債も津市の場合は、恐らく1000億円近い合併特例債の発行ができるんじゃないかなと思っております。

その合併特例債の発行も六十数%しかまだ発行していなかった、ということは、500億円か600億円ぐらいかなと思います。そういう意味で、津市は財政的に決して南のほうの自治体と違って、随分財政的には余裕もあり、また、公立病院も持っていませんから、他の市町は持っているのが多いわけなんです。

で、もう少し、今恐らく津市が一志病院に協力している財政部分というのは、数千万円ぐらいじゃないかなと思います。

ほかの自治体は億という金がかかるわけですので、三重県財政も三重テラスを減らし、財政を何とかしようとする時期でございますので、津市のほうも、もう少し病院に対して協力をお願いしておきたいな。津市からクレームがつくかもわかりませんが、覚悟の上で、今日はちょっと述べさせていただきました。

20分残すつもりが12分になってしまった。飛ばします。かなり飛ばします。

財政健全化についてなんですけど、知事が、今度、58施策、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）で、そういうことで、県財政の的確な運営をしていかないかん。公債費や人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画で掲げた建設地方債等の県債残高が減少していく目標を着実に達成するとともに、平成30年度普通会計決算の経常収支比率が95.1%となり、昨年度の98.0%から2.9ポイント改善する一定程度の成果は出てきたと思います。

県債依存度は、平成24年度の22.9%をピークとして、平成25年度は18.5%になった以降は減少傾向となっております。

そのような中で、6月補正後の令和元年度予算での投資的経費は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用して、対前年度当初予算比は20.6%増となり、1075億円、特に公共事業費は前年度当初予算比20.3%増となる891億円、これは過去10年間で最大であり、ある意味喜ばしいのではないかと思います。裏を返せば、10年間、投資が極端に少なかったということでございます。

さて、それでは、今後どのような財政運営をしていくのか。今後の財政運営の取組方向として、一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することない持続可能な財政運営を目指していく、そして、県債発行の抑制に配慮した予算編成を努めていくとあります。

すなわち、経常的な支出など高水準であるので、財政健全化は道

半ばであるとし、三重県財政の健全化に向け、集中取組での各取組に引き続き注力していくことであろうかと思えます。

ここで、一言申し上げます。

財政健全化の取組を重視する余り、県民の安全・安心がおろそかになってしまうということでは本末転倒であります。安全・安心について将来を見据えた対策を講じることは県の責務でもあります。

近年、大規模自然災害が全国で頻発しています。今年も相次ぐ台風の襲来やこれまで経験したことがないような大雨の被害により、全国各地で河川氾濫が広範囲に生じています。本県でも、9月上旬に県内で発生した大雨が深刻な被害をもたらしました。災害は、近年、毎年のように起こっており、改めて災害に強いインフラづくりを求められています。

現在、国では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が令和2年度まで進められていますが、この3年間の取組で県民の皆さんの安全・安心を実感できるとは到底思えません。

災害に強い県土をつくることは県の責務であります。これまでの災害の経験の中で得られたノウハウをもとに、やはり災害を未然に防ぐ事前防災の視点に立ったインフラ整備が必要です。そして、そのために必要であれば、建設地方債を発行して積極的な投資を行っていくべきではないでしょうか。

定期監査報告において、財政状況は歳入面では県税収入は増加しているが、繰入金や国庫支出金等の減少により歳入総額は減少しており、歳出面では、社会保障関係経費など義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また近年は、財政不足を補うため企業会計からの借入れや県債管理基金への積み立て見送り等の措置を講じており、厳しい状況にあります。

臨時財政対策債はもともと地方自治体への交付税で、国が自治体に借金を背負わせたものであり、これは国の借金であると思われまます。

そこで伺います。

財政健全化も大切だと思いますが、来年度以降の4年間については、中長期的な視点にも立ち、必要な手だてで積極的に行っていくことも必要だと考

えます。財政健全化と必要な投資について、総務部長の御答弁をお願いいたします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 財政健全化を進めながらも災害に強い県土をつくるためには、積極的な投資を行う必要があるかと思いますがどうかという問いに對しまして、お答えさせていただきます。

投資的経費につきましては、平成29年6月に策定いたしました三重県財政の健全化に向けた集中取組、これに基づきましてその抑制を図ってきたことによりまして、県債残高、これは着実に減少しております。

しかしながら、依然として公債費が1100億円を超える高い水準で推移することが見込まれておりますので、将来にわたって持続可能な財政運営、これを維持していく上で公債費負担をいかに減らしていくか、これが本県財政の大きな課題であることによりまして、

このため、投資的経費を抑制する取組を継続することによりまして、県債そのものの発行抑制につなげまして、将来世代に過度に負担をかけることのないよう財政運営を行っていくことが重要であるということを考えております。

しかし、一方、近年、数十年に一度と言われますような集中豪雨あるいは台風が毎年のように発生して、全国各地で甚大な被害もたらされております。いつ発生してもおかしくない大規模自然災害による被害を最小限に抑えるための対策、これは県民の皆様方の命、そして暮らしを守る上で不可欠なものでありまして、中長期的な視点に立って着実に進めていく必要があると考えております。

先ほど議員から御紹介いただきましたとおり、令和元年度予算におきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、これを活用した事業約170億円を計上するなど、防災・減災対策の充実を図るため必要な事業量の確保に努めておりまして、この結果、公共事業費、過去10年間で最大となったところでございます。

今後も、防災・減災対策をはじめ、真に必要な投資につきましては、国の対策あるいは有利な地方債も十分に活用させていただきながら、健全な財政運営持続、これにも配慮しつつ、適切に予算措置を講じてまいりたいと考えております。どうかよろしくをお願いします。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。経常経費、先ほども医療のことなんかもどんどん、占める度合いというのか、投資する部分というのがどんどん圧迫されているわけなんですよ。

そういう意味で、これから県債を発行して、建設債でも発行していかないと、とてもやないけど三重県の安全・安心は、僕は守れないと思うんですよ。

今県債の金額は、建設地方債等々で8500億円ぐらい、また臨時財政対策債が、残高が6300億円ぐらいですか、そういうこと、それで、平成10年、20年、30年とみていくと、建設地方債等のほうが増えていないんですよ。1000億円も増えていないんですよ。大体500億円ですから、そういうことはいろんなことを、投資をやっていない。

だから、予算は6000億円でも自主財源が4500億円ぐらいですから、投資できるのが、経常収支比率が95.1%としても二、三百億円しか毎年投資ができていけないということは、次、またみんつく予算でちょっと聞こうかなと思うんですけど、そういうことで本当に県民、住民の安心・安全で、それこそ草刈り、いろんなものができていかない、そういう意味で、臨時財政対策債は国の借金ですから、ほっといて、いや、ほっとかんでいいけど、500億円ぐらいにまけてもらって、ちょっと長くしてもらって、500億円ぐらいを投資していったら、かなり、隔々までと言いませんけど、今いろいろ要望がある部分は少し片づいていくのではないかなと思いますので、このことは非常に難しいですけど、やはり交渉していかないと国ももうだらだらに国債を発行しているわけですから、そういう意味で、県だけ県債発行したらおかしいというのは国の勝手なんです。

さっきの医療のことでもそうです。国の方向で真面目に、取り組んでいた

ら、県政も地方自治体も、やれないですから、そこら辺もこれから知恵を絞ってやっていただきたいと思います。

ちょっとみんつく予算だけ聞いておきます。

みんつく予算って何なのかなと考えてみたら、要するに知事の大衆迎合、ポピュリズム予算かなと私は思います。少子化やいろんな中でやっていかないかんこと、たくさんあるんじゃないかなと思うんです。

厳しい財政の中でやっていくわけですから大変なんですけど、だけど、ちょうど知事の政策集の一番終わりの54ページの中で、パリを参考にしてみたいなことを書いてあるんですけど、パリよりもっと、地域の人達がのり面の草を刈ってくれ、いろんなことが多分どこの地域でも要望があるんですよ。

これにまだ5000万円、されど5000万円の予算のために、県政、県の職員がそのために時間を費やす時間というのは相当なものだと思います。それに対していろんな神経を使う、これは県のプロパーが考えたんじゃないかなと、恐らく後ろに座っている国の人達が考えたものが出てきたんじゃないかなと。県のプロパーならこんなこと絶対出ませんから、そういうことですので、もっとその辺を考えて、もうちょっと負担の少ない、かゆいところに行き届いたみんつく予算にしていいただければなと思います。

コメントがあれば、もう時間がないですが、一言お願いします。

○知事（鈴木英敬） いずれにしても、みんつく予算にしても、予算編成全体において県議会はもとより、住民生活に密着している市町、あるいは各種団体の皆さん、多くの県民の皆さんの声をきめ細かく、丁寧に取り取って、そういう皆さんの思いがしっかり乗った予算にしていくように、これからも懸命に努力してまいりたいと思います。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 36番 村林 聡議員。

〔36番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○36番（村林 聡） 改めまして、こんにちは。度会郡選出、自民党会派、

村林聡です。私の地元のほうの喫緊の課題といえば、豚コレラ、最近はCSFと言うそうですが、アコヤ貝の大量へい死、最近はカキにも被害が出ているそうですね、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）の策定などありますが、私は、現在、環境生活農林水産常任委員会に所属しておりますので、これらの問題はそちらでたつぷりと議論したいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、大きな1番として、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案について、（1）指標と目標の考え方というように置きました。

私は、指標と目標とは違うものだとは認識しています。第三次行動計画（仮称）では、施策ごとに主指標と副指標を置いています。

映写資料をお願いします。（パネルを示す）施策ごとに、こういう見開きのページで、こういうふうになっておるわけなんですけれども、このうちの右下を拡大した映写資料2枚目をお願いします。（パネルを示す）というように、主指標、副指標を置いていただいておりますということでもあります。

県は、施策の指標の考え方、43ページですけれども、として、主指標、副指標について、中略、数値目標として記述しています。これでは指標なのか、目標なのかわかりにくいと考えます。

指標であれば、行政が行った施策に対して効果を測定するための目安、つまり手段、道具ということになります。目標であれば、目的、それは中間であってもゴールということになります。

例え話をいたしますと、コピー機があったとして、紙をコピーするときに、どこに紙が詰まっていますよと、ピーピーピーと警告音が鳴ると、そういうのが指標だと思います。5枚なら5枚、ちゃんとコピーしますよというのが目標だと思うんですよ。

そこでお伺いします。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案について、指標と目標の考え方についてお聞かせください。御答弁をお願いします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）における施策の主指標、副指標が目標なのか、それとも施策の進展度を図る際の基準になるのかについて答弁させていただきます。

結論から申し上げますと、主指標、副指標は施策の目標ではなくて、あくまでも指標でございます。

第三次行動計画（仮称）において、各施策のゴールとなる目標は、それぞれの施策に掲げます県民の皆さんと目指す姿でありまして、これを令和5年度末での到達目標としてお示ししています。先ほどのスライドの冒頭、左肩のところにある欄でございます。

一方、主指標、副指標は、県民の皆さんと目指す姿の実現に向けて、取組による成果や効果を図り、施策の評価をより適切に行うために、また、県民の皆さんに成果をわかりやすくお示しするために設けているものです。

それぞれの指標は、各施策の成果を客観的に評価する必要がありますので、施策の目指す姿や目的との関係が適切に反映されているかなどの観点から設定しまして、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げています。

各施策の推進に当たりましては、指標の目標達成に必達意識を持って取り組むことが重要と考えていますが、目標値の達成自体が目的化することのないように、施策の到達目標であります県民の皆さんと目指す姿の実現に向けまして、施策を構成する取組を全体としてしっかりと進めてまいります。

また、各施策の進行管理に当たりましては、主指標、副指標の達成状況だけでなく、それぞれの取組実績等を総合的に判断しまして、施策の進展度を評価し、取組の成果を確認するとともに、改善方向を検討していくということとしております。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） もう一度、映写資料、出ますか。もし出たら、1枚目のほうをお願いします。（パネルを示す）ああ、出ましたね。今部長に御答弁いただいたのは、左上にある目指す姿こそが目標であり、指標はあくまで指

標であるという御答弁だったと思います。

指標ということで、ただ、必達意識を持ってということなんですけど、今のコピー機の例で言いますと、どこが詰まっているのかということがちゃんとわかる指標でないと、紙を入れてから出口の目指す姿までの間の通り道にある指標でなければ指標の役に立たないということは、今の御答弁から明らかになったと思いますので、私もこれからそのあたりは見ていきたいなと思いました。

目標は、達成できたかできなかったかというだけにどうしても目が行ってしまって、分析が難しいということがあります。今の御答弁で、指標であるということでありましたけれども、私は、指標であるということに賛成であります。

ということは、指標であるということであるならば、これは分析のための手段ということになります。今も御答弁の中にもありましたけれども、手段が目的化してしまうのは非常に危険なことだと考えますので、先ほどの43ページあたりとか、計画の書きぶりも含めて検討をお願いしたいと要望して、次の(2)へ移りたいと思います。

大きな1番、みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)最終案について、(2)の進展度と資源配分についてへ入ります。

指標であるということが明らかになりました。仮に目標であったならば、評価のあり方は達成できたか、達成できなかったかの客観評価でいいということになります。先ほど客観評価というお話もちよっと答弁に出てきましたけれども。

しかし、指標であるということですと、なぜそうだったのかという分析こそが重要になります。何が足りなかったのかがわかるからこそその指標です。

現在は、指標を進展度という形で、進展度A、B、C、Dと分類して評価しています。各部局におかれては、低い評価を避けようとする嫌いがあるように見受けられますけれども、目先の進展度を取り繕うことには余り意味がないということになります。それは手段と目的を取り違えているということ

になります。

そこでお伺いします。

指標は分析こそが大事であり、画一的な進展度よりも個別具体的な分析結果、評価に応じて人員や予算などの経営資源を配分していくという仕組みがあるべきですが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 進展度の評価、これをどのように行っているのか、また、評価結果を踏まえて経営資源等の配分をどうやって行っているのかにつきまして御答弁させていただきます。

まず、施策等の評価に当たりましては、県民の皆さんに取組の成果、これをわかりやすく伝えること、そして構成事業の取組実績を適切に評価に反映させること、この二つの面が重要であるということから、客観的な基準といたしまして各指標の達成率、これをお示しする一方で、それのみで一律に判断するのではなく、施策等の取組実績を分析した上で総合的に評価をしているということでございます。

具体的には、まず県民指標の達成率、これで評価をさせていただいて、さらに活動指標、これの平均達成率の状況により、そのままの区分でいいのかどうかということを検討します。

そして、加えて活動指標、あるいは構成する基本事業の中身と施策の目標との相関関係、例えば取組結果を分析して、取組の実績、あるいはどこに問題があるのかなどを考慮して総合的に判断をしているところでございます。

その際、特に進展度が進まなかった施策につきましては、春の政策協議におきまして各部局がより効果的に施策を展開していけるよう、県民指標の達成状況が低い施策、あるいは施策の進展において重要な課題がある取組を中心に、取組の成果とか課題につきまして、それを踏まえた取組の方向性、改善のポイントなどにつきまして知事等と各部局長とが個別に協議を行って、分析評価を行っているところでございます。

そして、このような分析評価と社会経済情勢の変化、あるいは各施策の進捗状況を踏まえまして、秋の政策協議におきまして、翌年度の行政経営資源を重点化する内容を議論いたしまして、三重県行政を推進するに当たっての基本方針となる三重県経営方針を策定しているところでございます。

そして、こうした政策協議等での議論あるいは方針を踏まえまして、経営資源の配分に当たりましては、経営方針で示されました翌年度における重点取組、これに優先的に配分をさせていただくとともに、進展が進んでいない取組につきましては、その要因が予算の多寡なのか、あるいはマンパワーにあるのかよく見極めた上で、真に必要な事業、あるいはそれで行動計画に掲げた項目の達成に資するような事業には予算や人員を効果的に投入するなど、限られた経営資源を最大限有効に配分することに努めているところでございます。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）におきましても、このような観点から効果的な経営資源の配分に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 答弁をいただきました。

進展度の低いものもきちんと分析して、効果的な人員や予算の配分をしていくという部分はきちんと御答弁いただいたので、それはそのとおりかなと思うんですけども、その成果を示してその実績とかを反映して、最終的に総合評価をして、A、B、C、Dというふうにしていく中で、そのA、B、C、Dで、例えばCだったら、紙が詰まっていますよというそのピーピーと鳴っておる状態だと、指標だと思うわけなんですけれども、そのときに、紙が単に詰まっておるというよりも、コピー機のどこでどう詰まっておって、何が原因なんだという分析が、例えば1行であっても、そういう個別具体的な分析が重要なのかなと。

だからこそ次年度の予算には、そこをクリアするために事業をブラッシュアップ、洗い直して組み直すとか、予算や人員をさらに配分するんだという

ような、そういう検証、よりPDCAの回し方というようなものがあるのではないかなと今の御答弁を受けて、感想として持ちました。また、御検討いただきたいと思います。

最後に、この問題の最後ですけれども、成果の検証においても、手段と目的を取り違えるのはやっぱり危険なことかなと。

これ、私も1人の議員として自戒も込めて申し上げておきますけれども、やっぱりどうしても数値に一喜一憂してしまうところがある。そうではなくて、やはりきちんと検証、手段と目的を取り違えずに検証するということが大事なかなと改めて申し上げまして、この項を終えて次へ移りたいと思います。ありがとうございます。

では、大きな2番、その後の半農半Xと公務員の兼業についてに移ります。

この質問を以前にしましたのは平成26年2月ですから、もう五、六年も前ということになります。このときの質問がどういうやりとりであったのかの説明からいたします。

まず、一般に、農林水産物の価格はコストが十分に償われていません。水をつくり、土をつくり、空気をつくるというような、価格に反映されない価値をつくり出しているからです。

そこで、農林水産業と、現金収入を補うような別の仕事を組み合わせるとというのが、私の言うところの半農半Xです。その組み合わせる別の仕事に公務員を提案したのであります。

御答弁のほうは、明文の禁止規定はないものの、今後の社会情勢を注視していきたいというものでした。禁止はされていないよということが確認できたのが成果だったかなというふうに、当時考えておりました。

その後、大分社会情勢は変化したようですね。私が五、六年前に質問してからというもの、津田健児議員が、この議場にもおられますけれども、参考になりそうな資料を届けてくださるようになりまして、ありがとうございます。

それで、これもその一つなんですけれども、（新聞を示す）日本経済新聞

11月6日の夕刊に、民間人材、兼業、副業で自治体へという記事があります。広島県福山市、長野市、奈良県生駒市、浜松市なんかでやっておられるということですね。11月22日の伊勢新聞によると、三重県庁でも副業解禁をテーマにした講演があったそうですね。

そこでお伺いします。

社会情勢を注視いただいてきて、どういう変化があって、今後どういう取組をお考えかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、公務員の兼業につきまして、その後、どのような考え方、あるいはどのような取組を検討しているのかにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、兼業に係る大前提の考え方でございます。

県職員、地方公務員には地方公務員法というのがございまして、それに基づきまして職務専念義務、職に専念をなさいという義務、あるいは営利企業等への従事制限、無尽蔵に営業、営利企業に参加できるというわけではないと、こういう制限がございまして、また、この法律によりまして、勤務条件につきましては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないと規定されているほか、勤務条件、時間につきましては、条例で定めるということが規定されております。

そのため、職員が、例えば農業とか、公務以外の事業と兼業を前提として、時間を短縮して、その余った時間をほかに充てるということは今の制度の中では難しい状況であって、これは5年前と変わっていないというところでございます。

ただ、一方で、時間外勤務の兼業につきましては、いろいろ社会情勢の変化がございまして、平成30年6月の未来投資戦略を踏まえまして、国家公務員でございまして、今年3月に定められました職員の兼業の許可基準におきまして、公的活動等の兼業の許可、これが明確化されたところでございます。

また、地方公務員による公益的活動への促進につきましては、今、村林議員から御紹介がありましたように、兵庫県神戸市とか、あるいは奈良県生駒市など営利企業等従事許可の基準を明確化するなど、地域あるいは社会の課題解決に向けた取組として広がっているところであります。

都道府県単位でも、長野県におきましては、平成30年度から営利企業等従事許可の基準を明確化することなどした「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」というものを実施しておりまして、地域的、社会的な貢献活動について職員の積極的な参加が得られるような取組を行ってきているところでございます。

そこで、三重県の状況でございます。

現在、みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）等とあわせまして、県民の皆さんからの信頼回復と、あるいは挑戦する風土・学習する組織、時代の変化に的確に対応できる多様な人材育成に向けまして、三重県職員人づくり基本方針の見直しを進めているところでございます。

本県におきましても、これまで職員が勤務時間外に行います公益的活動につきましては、一定程度、幅広く許可してきたところですけれども、今後、三重県職員人づくり基本方針、この改定を踏まえまして営利企業の従事の許可基準のさらなる明確化あるいは周知、職員の庁外での地域活動を促進するような職場、職員の意識醸成等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

職務専念義務があるという話は、当然、五、六年前も同じで議論させてもらったところですが、明文の禁止規定がない中で、任命権者である知事が決断して条例改正を行えば、当時であっても、私が提案するような時間半分で給料も半分のような職員採用というのは、ちょっと法の抜け穴的な部分はあるのかもしれませんが、不可能ではなかったということは、五、六年

前にも確認させてもらったところです。

今の御答弁の中ですと、かなり社会情勢が変化してきている中で、国でそのあたりの兼業、副業の明確化が始まってきているし、ほかの自治体でも様々な取組が始まっているということ、そして、その多様な人材を確保するために、今後、県としては三重県職員人づくり基本方針の中で、これまでも幅広く認めてきたところではあるけれども、どこまでよくて、どこまでいけないのかというような明確化を図っていききたいと、そういう御答弁であったと思います。

私の目指すところまではまだまだ遠いですがけれども、社会情勢の変化の中で少しずつでも進んできておるといことはありがたいと思いますし、評価したいと思います。

ここで、知事に再質問させてください。

以前の質問のときにも申し上げましたけれども、法の問題の判断というもののは制度云々よりも、政治家が判断するべきものであります。改めて知事の御所見をお聞かせいただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○知事（鈴木英敬） 公務員も地域社会の構成員として、その地域や社会に貢献していくということが期待されていますし、人口減少で人材の量自体が少なくなっている中で、行政や民間がそれぞれに人材を囲い込んでしまうというよりは、組織の壁を超えて、よい活動が全体として回るようにしていくというようなことが求められているし、大事な時代の流れになってきているのではないかと考えていまして、そのための仕組みというのを常々考えているところであります。

今、お話にあった公務員の、職員の兼業とか副業などについては、一つは、先ほど来あるような、職務専念に支障がないか、あるいはその職務を公正に執行するに当たっての公正性がちゃんと確保できるか、それから、あとは健康管理ですね、職員の健康管理がちゃんとできるか、こういうような課題があります。

一方で、例えば庁外の活動をし、マルチな活動をすることで、そこでいろ

んな学びを得て、その後、本来の業務によい影響が出たり、あるいは本来の業務のサービスの向上というようなこともあるかもしれません。

そういうようなことなどもありますので、今、先ほど総務部長が答弁したとおりであります。三重県職員人づくり基本方針の改定の中で庁外の活動をどう促進していくか、これについて検討していきたいと思っております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

私はちょっと見ていないんですけど、何でも知事の政策集にもそういうことを書いていただいているというようなお話も聞いております。

今、職員の健康管理というお話がありましたけれども、今の総務部長のお話ですと、時間外でやるわけですから、それができる働き方ではないとそもそも成り立たないお話なのかなということは感じました。

公務員としての業務への学びや向上につながるというお話もいただきましたけれども、私の申し上げておるような半農半Xもそういうようなことでして、地域社会の構成員の一員というお話もありましたけれども、そうした地域のことをよくわかった方が、一方で公務員もしていただいて、また、地域の側の若者定住などという形からすると、現金収入も一定確保できるという、そういうことを私は狙って申し上げておるところであります。

今お話を聞いておると、やはり本来業務みたいなお話がありますので、兼業というよりは副業なのかなと。私の申し上げておるような対等な半農と半Xが、例えば対等な兼業というようなところまでは行っていないのかなということはありますけれども、ぜひここまで進めていただいて、社会情勢も変化しておるということですので、私が申し上げてきたような、地域に根差した公務員をつくっていく、また、それを若者定住に資する取組にしていく、県であれば、地域出先機関で、そうした職員に活躍していただく、そうした取組を市や町へ広げていただく、そうしたことを今後期待しておりますので、どうかこれからもそのことを、私の思いを酌んでいただいて、取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次の項目へ進みたいと思っております。ありがと

うございました。

では、大きな3番へ入ります。

地域金融機関の役割と今後の連携についてというタイトルで置きました。

地域金融機関の役割は、融資、お金を貸すことだけではありません。ほかにも重要な役割があります。それは、経営への助言や地域に必要な企業が傾いたときの再建や再生です。

現在、地域金融機関の皆さんは、地域経済あつての金融機関ということで、志高く、地域経済に根差すべく取り組んでいただいていると認識しています。

地方創生の取組の中でも、産学官金、この「金」が金融ですよ、という枠組みが見られるようになりました。

そこでお伺いします。

一つは、志高く地域経済を支える主体たらんとしている金融機関と今後どう連携していくのか、そして、もう一つ、あわせてお伺いします。

信用保証協会が代位弁済をした後、企業の再建や再生という重要な役割を担えているのか、以上2点について御答弁をお願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（村上 亘）** 地域金融機関との連携と、それから信用保証協会との連携について、それぞれ御答弁を申し上げたいと思います。

県では、県内に拠点を置きます銀行や信用金庫などの地域金融機関、三重県信用保証協会と連携をいたしまして、三重県中小企業融資制度を運用して地域経済を牽引する中小企業、小規模企業を金融面から支援させていただいております。

この融資制度は、県が金融機関に対しまして利子補給補助を、信用保証協会に対して保証料の補助を行いまして、中小企業の借り入れコストを低減するとともに、一般的に大企業に比べて信用力が乏しいとされる中小企業、小規模企業に対して信用保証協会が保証することで、金融機関から円滑な融資が行われるよう中小企業、小規模企業を支援してございます。

例えば創業時に必要な資金を供給する創業・再挑戦アシスト資金や小規模

事業者を対象といたします小規模事業資金などの様々な目的の資金メニューを用意いたしまして、中小企業、小規模企業の資金需要にきめ細かく対応してございます。

また、業況の悪化などによりまして事業活動に支障を来している企業に対しましては、セーフティネット資金により支援をしており、このセーフティネット資金は過去に、平成20年から21年にかけてのリーマンショックの時期に特に活用されまして、中小企業の厳しい経営環境の中での資金繰りを支えてまいりました。

一方、経営が悪化した企業の再生、再建に向けて、地域経済維持の観点から三重県中小企業再生支援協議会を公益財団法人三重県産業支援センターに設置いたしまして、金融機関、三重県信用保証協会などオール三重で対応させていただいております。

加えまして県では、平成26年4月に施行いたしました三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づいて、県内5地域に設置いたしましたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会に、地域の金融機関や三重県信用保証協会も各地域の協議会メンバーとして加わっていただきまして、連携して地域課題の解決に向けた取組を推進しているところでございます。

金融機関との連携による取組としては、例えば中小企業の海外展開を支援するため、県内金融機関等と連携いたしました三重県国際展開支援窓口の開設や国際ビジネスセミナーの開催、国、県などの公的機関や商工団体等の県内支援機関で構成されます三重県事業承継ネットワークに加え、事業承継分野の集中支援を行うため、県内金融機関と株式会社ビズリーチとの業務提携による第三者承継に関する連携体制の構築、働き方改革を推進するため、県内金融機関と県との働き方改革協定の締結などにも取り組んでおります。

今後も、地域金融機関や三重県信用保証協会が持つ人材、情報、ネットワーク、地域密着型金融で培ってまいりましたノウハウ、資金等を活用してこうした取組を推進し、市町、商工関係団体等とも連携いたしまして、中小企業、小規模企業の支援を進めてまいりたいと考えてございます。

[36番 村林 聡議員登壇]

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

済みません、聞き逃したんですかね。信用保証協会が代位弁済をした後の企業の再建、再生のための何か窓口があるというようなお話も聞いたんですけど、そのあたりの御答弁というのは今ありましたでしょうか。もしなかったらお願いしたいんですけど。

○雇用経済部長（村上 亘） 経営が悪化した企業の再生、再建に向けた取組として、三重県中小企業再生支援協議会を公益財団法人三重県産業支援センターに設置をしております。

そこには地域の金融機関、それから三重県信用保証協会などいろんな機関が入って、オール三重で対応しているということでございます。

[36番 村林 聡議員登壇]

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。三重県中小企業再生支援協議会の中に、みんな地域の金融機関が入ってもらってオール三重で対応する中に、三重県信用保証協会も加わっておると、そういう御答弁であったと思います。

事前に少し意見交換させてもらった中では、信用保証協会がもう少し積極的に取り組んでおるといような資料を見た覚えがあったものですから、ちょっとあれっと思ったんですけども、とにかく代位弁済をした後の信用保証協会が単なる取り立て機関というのではなくて、再生、再建の役割もあるということは確認できたのかなど、そういうふうに聞かせてもらいました。

そうして、その各種連携状況でありますけれども、中小企業を支援するという観点から、利子補給でありますとか、保証料の補助なんかもしておると、セーフティネット資金とか、国際展開の支援などをはじめ、様々な取組を御紹介いただきました。

そういう取組は評価いたしますけれども、ぜひ今私が申し上げたような、地域の金融機関も主体の一つとしてというような、産学官金のような取組を今後も広げていっていただきたいと。地域金融機関、いわゆる地銀と言われ

るそうですけれども、皆さんも生き残りをかけてかなり志高くやっていた  
いておるといことですので、そちらの思いを酌んでいくことで、連携する  
ことで相乗効果もあろうと思いますので、要望いたしたいと思います。どう  
かよろしく願いいたします。

では、大きな4番へ入ります。

大きな4番、看護師不足対策と看護補助者についてというふうに置まし  
た。

看護師不足は本県においても大きな課題であり、人口10万人当たりの看護  
師数は増加傾向にあるものの、全国平均を下回り、平成30年では全国35位と  
まだまだ少ない状況にあります。

この看護師不足を補うため、看護補助者の方々にもっと活躍していただく  
ことが重要であると考えます。看護補助者の役割について、法令上、明確に  
なっていないという問題がありますが、ここについては国での議論に期待す  
るところです。

お伺いします。

看護師と看護補助者の間で適切な業務の分担が行われれば、看護師が本来  
の業務に専念できるようになります。看護師不足対策において看護補助者の  
活躍は重要と考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いいた  
します。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 看護師不足の中、看護補助者をもっと活用すべ  
きと考えるがどうかという点についてお答えを申し上げます。

本県の人口10万人当たりの就業看護師数は、平成28年の899.3人から平成  
30年には945.3人と、年々、増加傾向にあるものの、依然として全国平均を  
下回っておりまして、その確保は喫緊の課題となっております。

一方、看護補助者につきましては、医療法で病院における配置基準が規定  
されており、その具体的な業務内容につきましては、厚生労働省通知におい  
て看護師長等の指導のもと、食事、排せつ、入浴等の療養生活上の世話や病

室内の環境整備等の業務を行うこととされておるところでございます。

国におきましては、看護師の皆さんがより専門性を発揮できるよう看護補助者の活用を推進しており、診療報酬上におきましても、配置した場合の加算措置が設定をされておるところでございます。

また、看護補助者に関する研修を修了した看護師長等の配置が望ましいということも決められておるところでございます。

このため、県では、平成26年度から看護補助者活用のための看護管理者研修を三重県看護協会へ委託して、実施をしております、これまでに延べ856人が受講をしているところでございます。

現在、国におきましては、看護補助者についての実態調査を進めており、業務分担の実態や課題を踏まえまして、医療従事者の需給に関する検討会において、さらなる活用推進に向けて検討することとされておるところでございます。

県では、今後も増加する看護ニーズに対応するため、看護補助者が一層活躍していただけるよう取組を行いますとともに、看護師の確保に向けて人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策など総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

[36番 村林 聡議員登壇]

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

まず、国のほうが実態調査中であるということですので、しっかりと国のほうに問題点を明確化して伝えていくということも重要なのかなと今の御答弁を聞かせていただいて感じました。看護師長、看護管理者ともいうんですかね、の研修を県は事業としてやっていただいておりますという御答弁でした。

ただ、看護補助者の方に来てもらって、活躍してもらわなければいけないぐらい忙しいところで、看護師長が研修に行き、さらに、その看護師長が看護補助者に対して研修を行うというのは非常に難しい、余計に忙しくなるというようなところもあるというように伺っております。

そうした問題点もぜひ国にも伝えていただきたいと思いますし、また、病

院側でどれぐらい不足感があるのかということも、ぜひその辺も伝えていただきたいと思います。

その問題点としては、今業務をある程度通知とかで位置づけてもらっているということですが、しかし、法令上でまだ看護補助者が明確に位置づけされていないという問題もあるかと思います。

そして、一定の加算措置はあるという御答弁もいただきましたけれども、仮に不足感があるということならば、当然、待遇面の問題もあるということだと思いますので、ぜひそのあたりも問題点を明確化して、国へしっかり要望していただきたい、まず要望させていただきます。

そして、看護師不足の根本対策も総合的に取り組んでいくという御答弁をいただきました。どうぞよろしくお願ひします。6月にも本会議場で看護師が離職するとき、やめるときに届出をするという制度があるわけですが、これが努力義務にとどまっていて、なかなか届出が進んでいないという問題があるので、ぜひこれを進めてくださいということをお願いしました。

また、届出制度ができる前に離職した潜在看護師の皆さんというのもなくさんおられるわけですので、そうした届出制度ができる前に離職した看護師の皆さんへ向けてのメディアを使った広報というのも、ぜひ御検討いただきたいと強く要望しておきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

では、大きな5番、次の項目へ移ります。

大きな5番、新たな手法による地籍調査の推進についてというふうにタイトルを置きました。

これまで、ほかの議員の皆さんが何度も質問されているように、三重県の地籍調査は全国に比べて非常に遅れています。東日本大震災、津波被害の教訓からも、地籍調査をしておかないと復旧、復興が遅れることが明らかであり、喫緊の課題と言えます。

限られた人員や予算の中で進めるためには、新しい手法、新しい技術の活用も視野に入れるべきです。

例えば農林水産部が森林境界を明確化するために、航空レーザー測量を

行っています。行政を縦割りで考えるのではなく、こうしたデータも活用すればよいと考えます。

そこでお伺いします。

農林水産部の航空レーザー測量や民間の土地取引で収集した境界データなどを活用することが地籍調査を進めることになると考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、航空レーザー測量の成果と新たな手法の活用による地籍調査の推進についてということでお答えさせていただきます。

本県における地籍調査の進捗率は、議員からも御紹介がありましたように、全国平均に比べて低い状況にありますことから、市町と連携しまして地籍調査を効果的かつ効率的に取り組んでいくことといたしております。

地籍調査の効率化に向けては、これも議員から御紹介がありました航空レーザー測量等のリモートセンシングや民間土地取引で作成された境界データなどの民間測量成果等を活用することが有効であると私どもも認識をしております。

一方で、これらの測量成果等を地籍調査に活用する場合においても、地籍調査と同様に測量の精度、正確さが求められること、それと、土地境界に係る双方の土地所有者の同意が必要となることなどから、現在、国においてこうした課題を整理し、民間測量成果の活用など地籍調査の効率化に向けた様々な検討、取組が進められているところです。

リモートセンシングの活用については、本年度、国においてその手法の確立と普及を目的としたモデル事業、具体的に申しますと、航空レーザー測量で得た地形図に境界案を作成し、これを土地所有者等が確認することで現地立ち会い作業を簡便化するという、先ほど紹介にありました山村境界基本調査事業でございます、が進められています。

このモデル事業につきましては、その後の地籍調査につながる土地の境界

に関する基礎的情報が得られることから、市町とともに県内での実施を求めていたところ、1地区が選定され、現在事業が進められているところでございます。

また、民間土地取引で作成された境界データ等を活用する手法についても、国は、測量成果等を蓄積、共有するための取組を進めていると聞いております。

県としましては、今後、こうした国の先進的な取組の状況や結果も踏まえて、民間測量等の活用もしっかりと視野に入れて、市町や関係機関と連携し、効果的な地籍調査を推進してまいりたいと、そのように考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。こうした新しい技術や新しい手法が有効であるとまず認識いただいているという御答弁でした。

であったとしても、精度は一定必要であるし、境界双方の同意も必要であることから、国のほうで現在検討などの取組が進められておるということですね。

そのまさにモデル事業として、航空レーザー測量を使った地籍調査というものが行われると。それも県内で1地区が選定されたという御答弁だったというふうに認識いたしております。

ということは、まさに今私が申し上げたようなことが県内で始まるということになるかと思います。そのモデル事業でありますから、それが全国的にこれから使えるかどうかということはまだわからないと思いますけれども、その可能性というものに大いに期待したいと思っております。

また、モデル事業でありますから、やってみているんな課題とか、あるいは成果というようなことも明らかになるとは思いますけれども、しっかりと前向きにそうしたものを捉えて取り組んでいっていただきたいと要望いたします。

あわせて国へ要望をお願いしたいと思うんです。それ以外にこれまで明ら

かになってきている課題というのがたくさんありますよね。例えば国の直轄事業が都市部に限定されるので、条件不利地域にも広げていただきたいとか、交付税措置があるとはいえ、人件費は市や町の負担になっているとか、そういう課題があると伺っておりますし、明らかになってきておると考えます。

引き続き、こうした課題もしっかり国のほうへ伝えていっていただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

こうしたことで、しっかりと取り組んでいっていただいて、地籍調査も早く進まないかと、聞くところによると、今のペースだと三百何十年かかるというような話も聞いておりますので、三百何十年前というと大分あれなので、きちんとやはり近代的な所有関係というものが地図上に落とし込まれて、それも今非常に公図が田舎では混乱しております。全然現況と違う、形が違うような土地がたくさんあるという中で、ぜひこういうようなほかの森林境界の取組などで得た情報を正式の公図にするところまでは精度が大変なんだとしても、それに準じるような、一定何か参考にできるような、もう一つ手前の部分でいいので、例えば法務局に備えつけられるとか、そういうことも必要なのではないかなと地域を見ておると感じております。

やはり国への要望というのは、困っているところがきちんと声を上げていくということですので、市や町も困っておると思いますし、県もこれだけ進捗が悪いということですので、ぜひ、その課題をしっかりと国のほうへ熱意を持って伝えていっていただきたいとお願いいたします。御答弁ありがとうございました。

では、続いて、大きな6番、道路冠水におけるハード対策の必要性というようにタイトルを置きました。

道路冠水対策については、6月にも、この本会議場で質問させていただきました。そのときの部長からの御答弁では、まずは、冠水箇所の周知や看板設置等のソフト対策を中心に実施していくこと、その後、各種ハード対策を実施していくということでした。

私からは、まずは、当面の対策としてソフト対策から行うということは理

解できますけれども、ハード対策も防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用してしっかり進めていただきたいと要望したのであります。

さて、そこでお伺いいたします。

その後、道路冠水による死亡事故もあった度会町地内の県道伊勢大宮線において、一部ハード対策の実施に向けて調整が行われているとのことですが、県としての今後の取組についてお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 県道伊勢大宮線の冠水対策についてお答えいたします。

県道伊勢大宮線の度会町地内におきましては、集中豪雨により道路冠水が想定される葛原、平生、鮎川、長原の4地区を対象に、通行車両の安全確保に向けた対策を検討しておるところでございます。

具体的な対策といたしまして、道路冠水時に他路線への迂回が困難な長原地区におきましては道路のかさ上げを実施し、迂回が可能な葛原、平生、鮎川の3地区におきましては、迂回を促すことを基本的な考え方として度会町と協議を行い、対策を検討しているところでございます。

道路のかさ上げを計画しております長原地区につきましては、今年度中に測量設計を進め、来年度は用地取得に着手し、用地取得後は速やかに工事を実施していく予定としております。

また、残りの3地区につきましては、既存の冠水注意看板に加え、冠水発生のおそれが生じた場合には、回転灯付きの通行どめ看板や迂回路案内看板等の設置により、注意喚起と他路線への迂回を促す対策を講じていきたいと考えております。

道路の冠水につきましては、ソフト対策とハード対策の両面で対応するとともに、その発生要因を踏まえ、道路事業だけではなく河川事業や内水対策事業等を含めた面的な視点での検討も必要と考えております。

県道伊勢大宮線の冠水対策につきましては、今後も引き続き、度会町と十

分に協議を行い、協力も得ながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁、大変ありがとうございます。

迂回路がなく、最も必要性の高い度会町の長原地区からハード対策をしていただくという御答弁でした。大変ありがたいことであり、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

その長原でのハード対策というのはかさ上げであるということでした。今年度中に測量をして、来年度以降は用地取得をしていくというお話で大変ありがたいと思います。どうかよろしくお願いします。

しかし、ほかはソフト対策ということでありまして、残った地区の中には死亡事故があった箇所も含まれています。長原地区が完了した後のことになるかとは思いますが、ほかの地区についても水がつかない抜本対策を実施していただきますよう要望いたします。

今部長の御答弁の中で、引き続き度会町と協力して協議しながらしっかり進めていくという御答弁であったということで私は認識いたしておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、最後の項目になります。

大きな7番、結婚支援における仲人的機能の必要性というふうに置きました。

現在、県が行っている結婚支援は、出会い支援、イベント中心になっています。私も昔、婚活イベントに参加したことが何回かありますけれども、そこで初めて出会った女性に声をかけるなどということは、私のようなタイプの人間には無理があります。これは不可能ですよ。そのような婚活イベントに参加して結婚できるような人は、そもそも強者です。つわものです。自分の力で結婚できた人であると考えます。そうではない方々を支援するというのが行政の役割ではないでしょうか。

現在の世間の価値観は、自由恋愛に偏り過ぎていると私は思うんですね。

そのことによって、昔ながらのお見合い結婚や社会の持つ仲人的な機能が弱体化していることが問題であると考えています。

例えば私は、今井議員のお世話になったわけですが、お見合いでなければ結婚できなかったというタイプの人間なわけですね。非常に今、議場も笑いに包まれて、いつも私が質問するとういう雰囲気になるんですけど、結構、これ、私だけが言っているんじゃないくて、地元のかなりの方々から具体的に、上がってくるんですよ、この話。私がすると何か冗談みたいに聞こえるんですけど、かなりこれを考えておられる方って多くて、そういう社会で失われた機能というものをどう行政のほうで補っていくのかという考えが多分必要なんだろうなと思っておるところです。

そこでお伺いいたします。

結婚支援に当たって、仲人的機能の必要性への認識と今後の取組についてお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** 結婚は、基本的に個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、結婚の希望がかなうよう、県では、みえ出逢いサポートセンターを設置し、出会いイベントの情報提供や結婚を応援する企業、団体の支援を行ってきました。

センター設置後5年間の経過し、会員登録者数が4000名、また、出逢いの応援団体、サポート企業が企業、団体等380団体以上に御登録いただいております、その実施される出会いイベントの数も年々増加しております。

一方、センターには、自分に自信がない、コミュニケーションをとるのが苦手、出会いの場での振る舞い方がわからないといった方々からの切実な相談も多く寄せられており、県といたしましても、出会いやコミュニケーションに関する不安を抱える方々への個別の対応も必要であると認識しております。

このため、センターでは、こうした不安を抱える方に対してコミュニケーションや身だしなみのセミナーを実施するとともに、電話や事務所では年間

2000件を超える個別の相談も受け付けております。

さらに、本年度は、県内10カ所出張相談も実施しており、まさに今日、明日と多気町で実施させていただいております。

また、熊野市や大台町では、行政から委嘱された婚活サポーターが幅広い人脈と豊富な人生経験を生かし、マッチングや引き合わせなどを行う事業を実施しております。こうした事業は、イベントなど出会いの場への参加に不安を持たれる方に対して大変有効な支援策の一つであると考えております。

県といたしましても、仲人的機能を有したこのような事例をはじめ、多様な支援のあり方について市町、団体等と情報共有するとともに、個人のニーズに応じた取組が身近な地域において提供され、それにより出会い支援の実効性が高まるよう、引き続き支援を行ってまいります。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁、ありがとうございました。今現在やっている様々な取組を御紹介いただきました。

その中で、ああ、これはいいなと思ったのは、出会いの場での振る舞い方がわからないという切実な相談、これ、私もお見合いの場でどうしたらいいのかわからなくて、1冊本を読みました。そういうようなことも、やはり2000件を超える個別の相談を受けておるといのは、これは非常にすばらしい取組だと思います。

また、熊野市や大台町ですか、市町で非常に有効な取組をなさっておられるということですので、そうした仲人的機能を行政が補ったという優良事例を全国的にもぜひ収集いただいて、市や町に紹介していただきたいと思います。そうしたことも、ぜひとも広域自治体として、県としては大事な仕事だと思いますので、よろしくお願いします。

そして、今まで見え出逢いサポートセンターの事業というのは、かなりメインにやってきたわけですが、これからは多様な支援のあり方、そして、その実効性というものをどう考えていくのかということまで御答弁いただきましたので、どうか私の今申し上げたような部分も御研究いただきました。

いと思います。

日本の長い歴史を振り返ると、結婚の歴史というものも大分移り変わっておるようですね。平安時代は、どちらかというと女性の家のほうへ男性が行くというような時代もあったようですし、江戸なのかちょっとわからないですけど、落語なんかを聞いておると、長屋へ大家さんが縁談をよく持ってきてくれたりしますよね。

ああいうような日本の中の結婚の歴史がどう移り変わってきたのか、そのことによって今の社会に何が欠けているのか、行政は何を補うべきであるのか、そうした分析の上で事業を今後とも実施していただきますように要望いたします、この項目を終わります。

そして、ちょうど時間となりましたので、以上、大きく7項目、御協力いただき、時間的にもちょうどとなりましたので、終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） こんにちは。日本共産党の山本里香でございます。

午後の質問に入らせていただきます。ちょっと眠くなるかもしれませんが、そんなときに頑張ってやりたいと思います。

議員一人ひとりが質問をし、行政の皆さんと一緒に、よりよい三重県の行政をつくっていくということのためにみんなが頑張っております。私もその1人として今日はよろしく申し上げます。

それでは入ります。

9月来の豪雨、台風による県内被害についてということで質問させていただきます。

質問に先立ちまして、今年の夏から秋にかけて豪雨、台風被害が続き、亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、救助、支援、復旧に御尽力された皆さんに心からの敬意を表します。一日も早くもとの生活に戻れますようにと願うばかりです。

私は、防災県土整備企業常任委員会に所属しておりますけれども、今回、知事提案説明の折、災害について多く、熱く、語られておられたこと、被災者の皆さんが一日も早くもとの生活を取り戻すことができるようというふうにおっしゃいました。同じ思いだと確信を持って、ぜひ知事にお伺いしたいと思い、取り上げることをいたしましたのでよろしくお願いをいたします。

さて、全国での被害がテレビなどで報道され、深刻な状況に身につまされておりました。ところが、（新聞を示す）新聞報道などによりますと、本当に大変な全国的な被害でしたので、三重県というのがなかなか出てこない状況が台風第19号についても台風第21号についてもございますし、その前には9月の当初の豪雨被害もありました。

北勢地域での豪雨、伊勢志摩地域での台風第19号被害、続く南部地域での豪雨の被害。私も行かせていただいて、伊勢志摩、そして北勢地域、見てまいりました。土木関係のインフラ被害や、そして農業被害については、市町とともに独自の対応や県独自の対応も含めて国の査定を受けて、補正予算などの手だてが進んでおります。

三重県では、災害救助法の適用についてはどうなっておるのでしょうか。お伺いをまずしたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 9月来の豪雨、台風による県内の被害について、被災者救助の観点からの災害救助法等の適用についてお答えしたいと思います。

災害時の対応に当たりましては、災害対策基本法に基づきまして市町村が基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する実施主体というふうにはなっております。

ただし、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度となった場合は、まず災害救助法を適用して、実施主体が都道府県となり、委任された市町村が事務を行うとともに、国と県が費用を負担いたします。

法の適用基準については、内閣府の省令第1条第1項第1号から第3号ということで、災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失、全壊被害がある場合とされておりまして、半壊家屋については2世帯を1世帯に、床上浸水については3世帯を住家滅失世帯の1世帯とみなすカウントがなされます。

また、内閣府省令の同条項の第4号では、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合等においても適用できるというふうになっております。

具体的には、災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難をして継続的に救助を必要とするときや、被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とするときというふうにされております。

本県におきましても、第4号により平成16年度に1市1村、平成23年度には1市2町に災害救助法を適用しているところであります。

今回の災害におきましても、県では市町と連携して迅速に被害状況の全容

把握に努めるとともに、災害救助法の適用を内閣府に確認しましたところ、災害の規模や避難所の設置状況等から適用は難しいという回答を得たところであります。

全国各地で大きな災害が発生していることから、今後とも市町としっかり情報共有を行いながら、災害救助法の適用を的確に行ってまいりたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 災害救助法では、適用については、規模、数量の被害規模の問題で、今回の場合には適用される範囲ではないということで、市町とも様々相談されたけれども、今回は難しいということで適用されなかったということでございます。

ちょうど2年前の台風第21号被害のときには、こういう形で適用もされて、いろいろな手だてがされている部分もあったというふうに記憶をしております。

災害救助法というのは、発災後の応急時における、先ほど言われたような応急救助に起用するものですので、市町が主体となっているものが、これが適用されれば国と県が乗り出すというような形であるわけです。

実はこの10月、災害救助法については、ひどかった台風第15号による千葉などの被害を受けて、一部損壊というのがそれまで災害救助法対象じゃなかったんですけども、半壊とか大規模半壊だけでなく、一部損壊もこれでいろいろと支援ができるというふうな形で改定をされまして、そんな中で災害救助法というのが、その後の生活に関して有効であるということだけど、三重県ではこれは使えなかったということです。

もう一つ、被災者生活再建支援制度というのがありますけれども、大規模半壊以上で50万円から300万円、これも今回は三重県内では適用されていません。なぜならば、基準が先ほどの災害救助法の規模に準じているというか、リンクしておりますもので、今回、それは三重県で利用がされておられません。被災した市町それぞれも、県全体として数がとてもこれには追いついていな

いということから来ているんですが、実はここにこういう資料がございます。

(パネルを示す) 内閣府からの通知でございます。これは抜粋ですので、通知の中の1から5まで内容があるうちの4番目の下3行でございます。

被災者生活再建支援制度の対象とならない一定規模以下の災害、つまり今回のようなものですが、各都道府県及び関係市町村において支援措置の実施について検討するなど、被災者の生活再建支援について必要な対応を講じていただくようにお願いしますというふうにあります。これは、被災者生活再建支援制度の中で、つまり手だてができない小規模のところについて、国は乗り出せませんが県と市町で何とか補ってくださいということが、年度当初に発信されているわけです。

三重県では、2年前の台風第21号の被害の際に先ほども申しましたが、三重県災害見舞金支給制度として、全壊で10万円、半壊で5万円、床上浸水で2万円というのが私たちも申し入れをしまして、様々な要求の中でこれがつくられました。

ところが、この見舞金、実は三重県の規定では被災者生活再建支援制度が適用されていないと使えない、そのような災害でないと使えないということで、今回使われることがないということです。県としては、一連の災害で見舞金も何も出していないということなんですね。

ちょっとこちらをごらんください。(パネルを示す) これは、内閣府のホームページに記載をされております全国都道府県の独自の被災者の生活再建のための様々な支援制度の一覧の中から、余りに多いので近府県のものだけを抜粋したものであります。

長野県、半壊以上が一つでもあったらと今年加えました。岐阜県、知事が特に必要と認めたということを加えています。静岡県、被災者生活再建支援法対象数以下の災害で、つまり被災者生活再建支援法でかからないところでこれを決めてあります。愛知県は、災害救助法適用の場合に漏れる床上浸水を決めてあります。加えて、これが適用されない規模のときに支援するタイプをつくりました。三重県は、適用の場合とだけなっておって今回利用がで

きません。滋賀県は、適用以下の市町で5世帯以上というようなことの基準を設けておりますけれども、知事が必要と認めるときというような形が付記されております。

こういうような、金額もちょっと見ていただくと様々あるわけですが、こういうような中で、災害救助法、被災者生活再建支援制度ですが、それに近い内容で漏れるところは何とかというのを、様々自治体で考えられているということがよくわかります。

その方たち、被害を受けた方にとっては全体数がどうであれ、個々の被害は、例えば浸水してしまえば同じであります。床上浸水なら床上浸水で置もかえなければいけない、家電製品も買いかえなくてはいけないというふうなことの中で、これは前回2年前も知事が強りに制度をつくられたのだと思いますけれども、今回こういった現状の中で災害救助法、被災者生活再建支援法の適用基準へのお考えや、そして三重県独自の災害見舞金支給制度を見直すことができたらと思うのですが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 被災者生活再建支援制度の適用の有無によらない見舞金の支給、そういう制度の見直しなどについて検討してはどうかという御質問に対して答弁をしたいと思います。

まず現状について御説明したいと思います。都道府県は被災者生活再建支援法人を通じて、都道府県が拠出した基金及び国からの補助金を財源として、被災者生活再建支援制度により自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給し、住民の生活の安定を支援しているところです。

なお、県では、県内のいずれかの市町で被災者生活再建支援制度が適用された場合には、当該制度が適用されない市町であっても、市町の災害見舞金の支給対象であれば、県から災害見舞金を支給する三重県災害見舞金支給制度を設けています。支援対象となる被災者を拡充し、被災者の生活の再建を促すため、被災者生活再建支援制度の対象に半壊世帯も加えるよう国へ働き

かけているところです。

平成16年の台風第21号や、平成23年の紀伊半島大水害などの大規模災害が発生した際には、被害規模に応じて、被災者生活再建支援制度が適用されない市町も対象にした県独自の支援制度を設けて、被災者を支援してきました。

例えば平成16年の台風第21号のときには、被災者生活再建支援法が適用されたのは、津市、宮川村、紀伊長島町、海山町でしたけれども、それに準ずる市町村として適用されていない市、伊勢市や尾鷲市も支援の対象としましたし、平成23年のときには被災者生活再建支援法が適用される市町村が熊野市と紀宝町でありましたけれども、適用されない市町として津市、伊勢市、尾鷲市、大台町などその他まだまだたくさんありますけれども、ところでも支援するという形をとってきました。また県内の22市町においては、被災者生活再建支援制度の適用の有無によらない市町独自の支援制度を設けて被災者支援を実施しています。

今、内閣府の表に載っているものは2年前の災害時の制度ということですので、今後、災害の状況などを見ながら、制度についてはよく検討していきたいと思えますし、市町の制度の設計の状況なんかもよく勘案したいと思えますし、あわせて、一方で、被災者の方の経済的損害や心情というのはもちろん理解をして、それに寄り添っていくというのが第一原則なんですけれども、例えば、地震保険の加入率というのがまだ31%なんですよね。やっぱり自助、共助、公助、そのバランス、それを全体的にトータルで進めていくということが大事ですので、そういうことも働きかけたり促したりしながら、今後の制度についてよく検討していきたいと思えます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

**〇21番（山本里香）** これまでも、1カ所、1市町が適用されたときには全体にも及んでいるというなど、様々な手だてをしてくれている事実があると思うんですね。今回については、そういうことが一つもなかったので、今、三重県としての見舞金という、（パネルを示す）こちらの表にありました、これも出せない状況であるという中で、全体的な全国の流れはすき間を埋めよう

ということ、それをやっぱり考えながら変わってきているというのが、前進してきているというのがあると思うんです。

そんな中で、そういうお気持ち、今、国に対しても要望はしているということですが、今後とも考えていくべきものであるというお話はいただきましたけれども、今年の被害、もちろん長野県に行政の方で行かれた方なんかのお話を聞くと、災害の状況がもう満面とある。三重県はちょっと違いましたけれども、それでもお一人お一人の被害についてはそれぞれが大変だとおっしゃいましたけれども、そのような状況であるということを確認もしていってほしいということですので、適用があろうがなかろうが、また、こういった制度を拡充していくように、助け合いで、自分の力でということももちろんあると思いますけれども、例えば金額が少なくても、例えば市は見舞金を出した、県、少なくともわずかばかりですがお見舞いですという、それがとても私は大事なことなんじゃないかなと思って質問をさせていただきましたので、今後にも期待をしたいと思います。

それでは、二つ目に入ります。

オスプレイの県内の再飛来についてということで、午前中にもトップバッターの奥野議員から、今すぐではないだろうけど、このまま合同訓練などが定着していけば常駐化もありえると心配の声がありました。私も全く同じ心配をしております。訓練の常駐化につながっていくということ、心配しています。

今、今回の再飛来に当たりまして、地元の現状なども詳しく午前中に紹介がありましたので重ねませんが、県、知事の姿勢として、とにかく安全に配慮してという言葉が申し入れ等の中にもありました。とにかく安全に配慮して、安全に配慮すればオスプレイが上空を飛んでいいようなお考えと見受けられます。

オスプレイの構造上の危険性についてはこれまでも取り上げてきましたし、事故が大変に起こっている、9回もの、研究、開発時代から事故が起こり、40名もの乗員が死亡している。ウィドウ・メーカーといって未亡人製造機と

呼ばれている。何で乗員だけで民間人がないのかというと、アメリカでは国内の住居地や、それから、自然公園の上空では飛べないからなんです。それを、沖縄県であるとか三重県の明野の住民の上、空の上を飛ぶことが許されるのですかということです。

11月に米国防総省監察官が公表した報告書によりますと、二つのプロペラの危険性に加えて、オスプレイの開発、管理部門は欠陥を大きく認識しており、砂を吸い込むことでアクシデントが起こるという状況がある。フィルターの開発などに取り組んできたが、いまだにエンジンを改善できないまま。改修に取り組んでいるけれども、新型機でもリスクは変わっていない。解決の見通しもないと、墜落につながる重大欠陥が放置されていることを指摘しています。安全の配慮以前の問題だと思っています。

コースも今度合同訓練の箇所も増えまして、飛行コースも増えますけれども、明野駐屯地、紹介がありましたように市街地にあり、どのようなルートを通っても民間人の上を飛ぶということは避けられません。

安全管理の徹底や配慮を求めることだけで、県民生活の不安と危険は回避されるというふうにお考えかお伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） オスプレイの再飛来について、安全配慮だけでいいのかということでございましたので、答弁させていただきます。

このたびの訓練に関しましては、11月14日防衛省から県及び市に対し、明野駐屯地等へ米軍のオスプレイが飛来する自衛隊と米海兵隊の実動訓練を実施すると情報提供されたことから、私は直ちに担当部長に対し、電話で東海防衛支局長に県民の安全確保のみならず、常態化につながらないよう要請をさせました。

オスプレイの安全性については、1990年ごろに開発され、試験段階においては大きな事故を起こしましたが、2005年の量産後は米海兵隊各種航空機の平均を上回る安全記録を示している旨の説明を防衛省からは受けています。

しかしながら、県民の方々の不安感を踏まえ、安全確保について最大限対

応することが最も重要であることから、11月20日に防衛省東海防衛支局長に対して地元への十分な説明や安全管理の徹底のほか、県民生活に不安を与えたり支障を来すことがないよう、また、今後、三重県内で米軍のオスプレイを使った訓練を常態化しないよう強く申し入れをさせていただいたところであります。申し入れに対しては、次年度以降の本訓練については、関係自治体からの懸念に最大限配慮し十分対応してまいりたいという回答を受けております。

また、過去の日米共同訓練でオスプレイが飛来した駐屯地でも常態化する事態は起こっておらず、明野駐屯地についてもそのような状況には至らないと考えております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、安全配慮はもちろんのこと、常態化につながらないようにというような申し入れもさせていただいており、地元の皆さんの思いに寄り添って対応に万全を期してまいりたいと思います。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 知事が説明を受けている内容と、まず安全性の問題で、先ほど私が申しました、この間レポートが発行されましたけれども、その内容とが若干違っているということ、これはどのように考えたらいいのかと思っております。

前回2月の飛来時にも、夜間、低空、民家の上空飛行を繰り返して、日米地位協定をも逸脱する傍若無人の振る舞いだったというふうに地元地域の方が言ってみえます。住民への配慮があったとは前回とても思えませんでした。もともと軍用機ですので、住民配慮、環境配慮というのは無縁なものであると私は思っています。

今回、質問させていただいたのは、とにかく安全に配慮していただくことで、安全なのかという問題が、欠陥としてたくさんあるんじゃないか、危険じゃないかということをお聞きしたんですけれども、配慮だけでいいというふうなことでもなく、今とうとうと述べられましたけれども、知事自ら中止

をやっぱり申し入れていただくことが私は本当に必要だと、三重県民の皆さんのためにも思いながら、この項を終わらせていただきます。

それでは、次に移ります。

最終の問題です。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について、質問をさせていただきたいと思います。

産業廃棄物処理施設の設置に当たって、周辺環境への悪影響を懸念する地域住民との間で紛争が生まれるなどの問題が多発してきた過去の経緯の中で、施設の設置をめぐる問題の解消に向けて、三重県産業廃棄物処理指導要綱というのがかつて策定され、そして、その次に三重県生活環境の保全に関する条例というのができて、そして、県民の安心、安全な暮らしを確保するために、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例というのを、平成21年から施行しています。

10年が経過して、この間に明らかになった問題点を解決するということとともに、地方自治法の関連の中で条例本則ではなく指導要綱によってこれまで機能させてきたいろいろなことを本則に規定するということが今求められている中で、住民合意のあり方というものの書き方が、要綱で決められている一定地域の住民の皆さんの5分の4の同意書をとるとされてきたものが、これが、条例には組み込まれないというようなことが最終案で示されました。

このことについて新聞報道では、住民同意の撤廃じゃないかとか、規制緩和だというふうに報じています。これまでの住民意見の反映ということで、特に高いラインを私は用意されていたのではないかというふうに認識をしているんですけども、危機感を持っている住民もたくさんみえます。緩和されるという方向なんではしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 住民合意の形成の見直しについて、お答えを申し上げます。

産業廃棄物処理施設の設置に係る現行の合意形成手続きにつきましては、三

重県産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づきまして、事業計画者に対して周辺住民等の施設設置に係る同意書の取得を義務づけており、周辺住民等との合意形成を図る方法として機能してきたところでございます。

しかしながら、周辺住民等への事業計画の周知方法や、住民意見を事業計画に反映させることを事業計画者の判断に委ねていること、隣接地所有者以外の周辺住民等からの同意書の取得割合を80%以上としていることで、一部の周辺住民等の意見が事業計画に反映されない可能性があることなど、合意形成手続上の課題がございます。また、事業計画者に同意書の取得義務を課すことは、土地利用に係る財産権の侵害につながる法的課題もございます。

こうしたことから、これらの課題を解消するため、三重県環境審議会産業廃棄物条例部会での検討結果を踏まえまして、新たな合意形成手続として、事業計画書の公告、縦覧、住民説明会の開催、周辺住民等による意見書の提出、事業計画者による見解書の作成及び公告、縦覧などを条例に規定することを検討しております。

この手続により、生活環境保全上の観点から十分なリスクコミュニケーションが図られ、最終的には周辺住民等からの意見に最大限配慮した事業計画となっていることをもって、県において合意形成が図られたと判断することを考えております。

このように、合意形成手続を見直すことで、合意形成過程の見える化により透明性が高まり、周辺住民等からの意見に適正に配慮された事業計画となるなど、周辺住民と事業計画者との合意形成を図る上でよりよい制度になるものと考えております。なお、合意形成手続の手法を見直すことで、地方自治法上の課題についても解消できるものと考えております。

以上です。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） 説明をいただきました。

事前説明会で意見書と、それから見解書、これを交わしながら詰めていくというか、合意を図っていくということは何度でも何度でもということだと

いうふうに今聞かせていただきましたけれども、中を見てみますと、意見書が出なくなるまでということですが、十分合意が得られない場合には知事が判断するという文書も出てまいります。

知事は一定合意ができていないところを提出された場合、なかなか難しい判断を迫られることになるのではないかと思います。

産業廃棄物というものがある限り、これは処理をしなければならなくて、その施設はどこかに必要ですし、これは大変、財産権の問題も含めてセンシティブな問題だというふうには認識をしています。

現行の制度でも、全ての住民から同意をとるということが難しく、一部の住民が取り残されてしまうからということで、このような見える化も含めた案になっているわけですが、じゃ、100%合意を追求するということがどんなに難しいことかなど、物によってわかりませんが、でも、とてもとても、これが言葉のマジックの中に追いやられていくんじゃないかというふうなことも思うのは、これまでの経験上私だけではないと思っています。

意見書、見解書でキャッチボールする中で、条件交渉になって、その条件がよきも悪きもというものも出てくる場合もあるし、全ての住民に公平で適切な配慮ができるようになるというのか、様々想定しながら検討されていると思いますが、実際施行されたときの着地点、どのようにイメージしたらいいかというのが私にもわかりませんので、十分にこれから粘っていただきたいと思っています。

○副議長（北川裕之） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終結を願います。

○21番（山本里香） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。

通告に従って、さっそく質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

一つ目の質問は、「いつもともしも」をもっとフリーに、「フェーズフリー」で防災力の向上を！であります。

毎年のように発生する自然災害に対し、いかに備えていくか。これは災害大国日本における大きなテーマであり、三重県においては南海トラフを震源とする地震の発生の可能性が高まる中、県民の命と財産を守るために実効力のある対策が急務です。

先日示された令和2年度三重県経営方針（案）においても、命、安全・安心を大切にす三重とあり、県民の皆さんの防災の日常化につなげるソフト対策を、ハード対策とともに総合的かつ効果的に取り組むとあります。伊勢湾台風60年の節目を迎えて、9月1日に県や木曾岬町が主催して行った防災訓練の挨拶で、知事のほうからは異常が日常にとの言葉が使われました。

今日、紹介させていただくフェーズフリーの概念は、防災の日常化の新しい形で、結果、防災力をアップさせようとするものですが、いわゆる、防災意識を高めて災害に備えるというのとは別のアプローチです。

フェーズフリーとは端的に、平常時と災害時という社会の時期、状態、つまりフェーズを取り払い、ふだん利用している商品やサービスが、災害時に適切に使えるようにする価値をあらわした言葉です。

まず具体的なフェーズフリーの事例から先に紹介させていただきます。

さきの台風第19号などによる被害の特徴として、車の水没により車内で亡くなるというケースがありました。水没した車からの脱出方法として、脱出ハンマー等で窓ガラスを割って車外へ出るという知識は一定程度広まっているものの、実際にハンマーを購入して車に常備している人の割合は、まだまだ少ないのではないのでしょうか。

今回を教訓にその必要性は十分に認識するものの、常備するという行動につながっていない状況があるようです。その一因として、いわゆる、自分は大丈夫とのバイアスによるもの、または、アンダーパスなど危険な箇所さえ注意していれば大丈夫という思い込みが考えられます。実際には予想もしていなかった場所やタイミングで被災をされている状況があります。

(パネルを示す) このような中、写真のようにシガーソケット用USBカーチャージャーに、脱出ハンマーと同じ機能を持たせた商品が実は開発されています。ソケットの先がとがった形状になっていて、車のガラスを割ることができる構造です。この商品は脱出ハンマーのように非常時のみ有効な商品ではなく、日常利用している中で非常時にも活用できる命を守る商品です。フェーズフリーです。

次に紹介させていただきますのが、(パネルを示す) 目盛りつきデザイン紙コップです。きれいなデザインではないかと思います。日常は紙コップとして使用するものですが、目盛りがついておりまして、非常時には炊き出しの際の米や水、また、赤ちゃんの粉ミルク用の計量カップとして使用できるものです。今、この紙コップは非常に売れているそうです。

赤ちゃんのミルクに関しては、三重県が全国に先駆けて備蓄品に導入した液体ミルク、これも考え方はフェーズフリーです。食品の備蓄に関しては、ローリングストック法もフェーズフリーの視点です。

続いて、プリウスPHVです。(パネルを示す) 今では御存じの方も多いと思われませんが、日常では最高水準の省エネルギー性能、非常時には蓄電及び発電機能を発揮します。ここで特に紹介したいことは、フェーズフリーの視点での車の開発、以前から行われていたようですが、概念が言葉として存在していなかったころは、お客さんへの説明は難しいため、余り表に出していなかった技術だということだそうです。いよいよ今、フェーズフリーの概念が主流化してきている、こういったことを感じます。

そして、こちらは今治市のクリーンセンターです。(パネルを示す) これは、ジャパン・レジリエンス・アワード強靱化大賞2019のグランプリを受賞している施設となっています。ふだんは市のごみ処理施設であり、地域の交流の憩いの場としても提供され、非常時には地域の防災拠点としてその機能を発揮します。

特に、外周に少し注目をいただくと、ウオーキングコースになっておりましてスペースがあります。非常時にはこのスペース、災害時に発生する家財

など災害ごみの集積スペースとなり、住宅周辺の災害ごみが復旧の妨げになることを防ぐとともに、市の職員にとっても災害ごみを収集して回る、そういった手間が省け、早期復旧に大きな期待が持たれている設計となっています。当初、地域住民からはクリーンセンター建設への理解が得られない中、フェーズフリーの視点を取り入れたところ実現したということだそうです。以上の例を通じて、身の回りにあるものと感じていただけるかもしれません。

フェーズフリーという言葉は商標登録をされておりますが、これは防災の領域に限定して概念を広めたいとの思いで登録をされておまして、防災の分野では自由に使ってもよいことにされているそうです。

ここで改めて、フェーズフリーの概念を紹介します。

例えば、暮らしの中にある障害からフリーになるバリアフリー、環境汚染や資源の無駄からフリーになるエコ、これらは誰もが知っている言葉であり概念であります。フェーズフリーも同様で、バリアフリーを例にしてみると、障がい者の皆さんにとって社会の側にある壁、バリアを取り払うことで社会参加が進むことをバリアフリーの一つだとすると、日常生活と非常時の区別をなくして、どちらの状態でも活用できることがフェーズフリーです。

(パネルを示す) それでは、こちらの図でいいますと、備える防災が難しいとされる大きな要因の一つに、災害を想像できないことであつたり、自分は大丈夫というバイアスが指摘されています。この図では、想像の壁として表現をしておりますが、左の図の状態では防災の日常化が思うようには進みません。結果、大切な人の命を守ることにつながりません。右の図のように、この壁を容易に乗り越えていく。もしくは取り払うことが必要です。

また、フェーズフリーは、(パネルを示す) 日常の価値と非常時の価値の両方を高めようとするものであります。フェーズフリーのものを購入したり、使用したり、サービスを利用することで自然に防災に参加をして、結果、防災力を高めることにつながります。

さらに、その領域が暮らし全体に広がっておりますので、マーケットが広がるほどに災害対応力も向上して、社会全体の安全・安心が広がる方向にス

パイラルアップしていきます。新しい防災の日常化の形であると考えます。

そして、もう1点紹介させていただきます。

日本地震工学会の2015年当時の会長の挨拶を抜粋させていただきます。

産官学に金融とマスコミを合わせた総合的な災害マネジメント対策、これを実現する上でのキーワードは、防災対策のコストからバリューへの意識改革とフェーズフリー。フェーズフリーは様々なフェーズで、利用可能な商品、システム、会社、組織、人やその生き方などを表現する新しい言葉です。結果的に社会全体を災害レジリエンスの高い社会に変革しようとするものです。このように評価をされています。

防災意識の向上に取り組むことが重要であることは間違いありません。それとともに、防災意識の向上を待たずして、防災の潜在意識にアプローチする、日常生活に防災を溶け込ませていく結果、防災力をアップさせる。このようなアプローチは重要であると考えます。

そこで質問です。

既にフェーズフリーについては、名張市や四日市市の議会で取り上げられ、四日市市では特に新しい総合計画を策定する上で議論していくということが示されておりますが、フェーズフリーという新しい概念、言葉を三重県としても導入、位置づけをして、県の防災、減災行政において、防災の日常化につなげるソフト・ハード対策を推進していく上で重要な視点であるとして活用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** フェーズフリーの考え方を県の防災・減災対策に取り入れるべきではないかということについて、答弁させていただきます。

県では、防災が特別なものではなく、日常生活の中に当たり前のように溶け込んでいて、日々の生活の中で県民の皆さんの災害対応力が養われていくような状態をいう、防災の日常化ということに取り組んでいます。

フェーズフリーとは、日常の暮らしと災害が起きたときの非常時を区別しないという考え方でもあることから、県が進めている防災の日常化に通じる

ものであると考えております。

先ほど山内議員からも商品の例がありましたけれども、例えば、県では8月に日産自動車株式会社等と協定を締結し、ふだんは電気自動車として使用しているものを、災害時には走る蓄電池としての特性を生かして、災害対策活動や避難所での停電対策に活用することとしております。

また、発災直後には物流、流通機能が停止し、必要な物資の購入ができない可能性が高く、緊急物資等がすぐには届かないことなども想定されるため、三重県備蓄・調達基本方針においては、ローリングストック法の活用をうたうとともに、三重県防災ガイドブックなどによりその考え方を広めることに努めているところでございます。

さらに、全国石油商業組合連合会及び三重県石油商業組合では、災害時に備えて車の燃料は半分程度になったら満タンに、灯油は1缶余分に持って、「満タン&灯油プラス1缶運動」を展開しております。

いつも利用しているものやサービスをもしものときに役立てることができるフェーズフリーの考え方は、これからの防災対策を考える上で非常に大切な視点であるため、企業等の自然災害に対する被害の軽減、復旧の迅速化を目指すことを目的に設立しておりますみえ企業等防災ネットワークを通じて、構成企業や団体にも周知してまいりたいと考えております。

防災を特別なものとせず、日々の業務や生活と一体で密接不可分とする考え方は重要でありますことから、県民や自主防災組織、事業者の皆さんとともに防災の日常化の定着を図り、地域防災力を向上させるために、今年度中に三重県防災対策推進条例の改正を行うこととしております。さらに、県職員が日常的に自分事として防災、減災に取り組めるよう三重県職員防災人材育成指針（仮称）を策定することとしております。

こうした取組等により、災害に強く、安全・安心な地域社会の実現を目指して、フェーズフリーの考え方も踏まえながら、防災力向上を図っていききたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

企業等のネットワーク、防災のネットワークですとか、また条例改正にあわせてですとか、職員の皆さんの指針ですとか、いろんな部分で視点を生かしていきたいという前向きな答弁だったというふうに受け取らせていただきました。

ちょうど今、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）の最終案が示されたところではありますが、ぜひフェーズフリーの視点、触れていただきたいな、こんなふうに思っております。そのためにも、例えば勉強会を開催するなど、ぜひフェーズフリーについては研究も深めていただきたい、していただきたいと思っております。

ここで少しだけ、先進的に取り組む他の自治体の例を紹介させていただきます。

徳島県鳴門市では地域防災計画に、そして昨年の西日本豪雨で被災した岡山県総社市では、新しい市の庁舎建設にフェーズフリーの視点が入り入れられております。また、沖縄県や山梨県では観光政策に、例えば、山梨県は活火山の富士山を擁し、東海地震防災対策強化地域に指定されている中、インバウンドの高まりも受けて、観光政策と防災対策を融合させるためフェーズフリーの視点を取り入れ、ワークショップなど具体的な研究に及んでいるということを伺っております。また、防災教育にもフェーズフリーを取り入れているようです。

三重県では、子どもたちそれぞれに防災ノートが配布されておりまして、防災教育に力を入れていただいておりますが、先進的なフェーズフリー教育として、例えば、算数の問題において非常食の全体量から災害時に生活が可能な人数や日数を求める計算問題をあえて出題してみたり、また、体育の事業では実際の津波到達予想時間に合わせた時間走を取り入れるなど、いろいろな知恵やアイデアが現場で実際に生み出されている、こんな状況があるようです。このような能動的な取組がフェーズフリーの持つ防災力から生まれてきている、このように感じております。

ぜひフェーズフリーで三重県の自助、共助、公助、それぞれの場面で防災力を高めていただくことを大いに期待させていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、若者や現役世代の公共交通の利用促進につながるモビリティ・マネジメントについてです。

初めに、モビリティ・マネジメントとは、コミュニケーションを中心とした交通政策であります。今、地域から多くいただく要望の一つが、公共交通の維持、確保であります。ほとんどが高齢者の皆様の声であることから、高齢者の課題であると認識をされがちでありますけれども、そうではないと思っています。

高齢者の皆様の買い物や通院、これだけでは地域の公共交通を持続可能な形で継続、維持させることは困難です。よって、公共交通を維持、確保するためには、行政による事業者への補助もさることながら、青少年や若者、現役世代の利用促進につながるモビリティ・マネジメントによって、社会全体で公共交通を利用して将来のために残そうとする意識改革が必要です。

日本モビリティ・マネジメント会議の発表概要集を見ると、学校における児童・生徒を対象としたモビリティ・マネジメントや、事業所と連携したエコ通勤の推進などの取組が掲載されておりますが、今後のさらなる広がり期待される取組だと思えます。

そこで、青少年や若者、現役世代の利用促進を図るためには、学校や職場におけるモビリティ・マネジメントを推進する必要があると考えますが、県の取組をお聞かせいただきたいと思います。

同じく、その概要集には、利用者の利便性向上を目的とした公共交通の見える化の取組も多数掲載されております。こうした取組の先には、菰野町や志摩市で国のモデル事業に採択されたM a a Sがあると思えます。スマートフォンなどデジタル技術になれ親しんでいる若者や現役世代の利用促進にはM a a Sの取組が効果的だと考えますが、県として今後どのように進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、若者や現役世代の公共交通の利用促進につながるモビリティ・マネジメントやMaaSの取組についてお答えさせていただきます。

県民の皆さんが豊かに暮らすためには公共交通は重要な社会基盤でございまして、その維持、確保に向けて、事業者、行政など様々な主体が連携し、利用促進に取り組むことが必要でございます。このため、県では早くから様々な世代に応じ、自家用車と公共交通機関等を適切に使い分けるモビリティ・マネジメントの取組を進めてまいりました。

議員からも御指摘がございましたように、通学や通勤など公共交通機関を利用する機会が多い若者や現役世代の方々に対するモビリティ・マネジメントは、将来にわたって公共交通を利用していただくという観点からも重要であると認識しており、学校や企業等の働く場において取組を進めているところでございます。

学校におけるモビリティ・マネジメントでは、関係者の皆さんの御協力を得ながら、次世代を担う子どもたちに対しては、実際に公共交通を利用した学童保育でのクラブ外活動をモデル的に実施しております。

また、高等学校等への進学を希望する中学生に対しましては、より公共交通を利用していただけるよう、県のホームページに学校別に最寄りの公共交通機関の時刻表などが自由に検索できる専用ページを開設しています。

県立特別支援学校では、卒業後に安心して公共交通を利用していただけるよう、バスの乗り方教室を開催しております。

企業等の働く場におけるモビリティ・マネジメントでは、従業員の通勤手段をマイカーから電車やバスなどに転換する取組を行う企業を認証するエコ通勤優良事業所認証制度や、毎週水曜日にバスの運賃が半額になるエコ通勤パスの普及について関係部局と連携して推進をしております。

一方で、公共交通の利便性を高めるため、県内のコミュニティバスを含む公共交通機関の乗り継ぎ状況等を、インターネットで検索できるようにする

公共交通ネットワークの見える化にも取り組んでおります。

また、議員から御紹介がありましたように、出発地から目的地までの最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを一括して提供するMa a Sについては、市町における実証実験の取組に県も協議会の一員として参画しているところでございます。

県も、若者や現役世代はふだんからICカードの利用やスマートフォンでの乗り継ぎ検索などを使いなれており、Ma a Sにより公共交通の利便性が向上することで、一層の利用促進が図られるものと期待しております。

今後、県としましても、Ma a S導入に向けた取組を新たに進める市町を支援し拡大を図っていくことで、広域的な移動が可能となるように取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、Ma a Sなどの公共交通の利便性向上に向けた取組や、さきに申しあげました、若者、現役世代をはじめとする様々な世代に応じたモビリティ・マネジメントの取組を重ねていくことで、公共交通の一層の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

様々な県内のそれぞれの職場ですとか、教育現場ですとか、学校ですとか、また、エコ通勤への取組の紹介をいただきました。

特にMa a Sにつきましては、非常に期待をさせていただきたいと思えます。国のほうでも国家プロジェクトとして取組を一段と強化しようと、そういった働きもあるようです。その上で、誰もが使いやすいサービスにもなってほしいというのが思いです。

また、エコ通勤面の取組に関しましては、現状ちょっと調べさせていただいたところ、エコ通勤パスの所有者数と利用回数、こちらを見てみると、今回の私の質問に共通する課題が感じられるように思います。また、これは常任委員会で確認させていただきたいと思えますが、モビリティ・マネジメントの今後の取組の推進をとの思いで少し踏み込んだ内容をここから紹介させ

ていただきたいと思ひます。

例へば、職場におけるモビリティ・マネジメントは、車による通勤の削減は業務や帰宅時における車の利用の抑制、渋滞緩和、さらには働き方改革にもつながるなど、実施する意義と効果は非常に大きいと考えられます。

また近年では、企業活動においてCO<sub>2</sub>削減による環境保全、これは三重エコ通勤パスにつながります。また、社会的責任CSRの視点からモビリティ・マネジメントに関心を示す企業が増えているようです。

さらに三重県でぜひ取り入れていただきたいのは、健康経営の視点です。公共交通の利用は車に比べて運動量が大いことは御承知のとおりと思ひますが、その運動量は、例へば片道10分程度歩く場合の通勤においては、カロリー計算上では約2倍とも言われております。

健康づくりや健康経営なくして地方創生なしと、知事はおっしゃっておりますので、三重とこわか県民健康会議などにおいて、健康経営の視点を生かしたモビリティ・マネジメントが好事例となることに今後期待をしたいと思います。

また、モビリティ・マネジメントを実施する場として、さきに紹介がありましたが、学校は最も根源的な大きな効果が期待されます。モビリティ・マネジメントに触れた児童・生徒は、成長した後も公共に配慮した交通行動を期待できる可能性があること、さらに小・中学校は基本的に地域に密着しています。また、児童・生徒だけでなく、学校や塾などへの送迎で関わる保護者も対象とすることから、面的な広がりも期待をされます。

茨城県では、高校の入学説明会で環境や渋滞緩和に加えて、みんなが利用することで公共交通の維持につながることを伝えたところ、新1年生の公共交通利用率が2年生と比較して約10%上がったという事例も伺っています。

私の地元の四日市、あすなろう鉄道におきましては、既に沿線の複数の高校、これは県立4校と私立1校と承知しておりますが、あすなろう鉄道の利用促進に向けて既に様々参画をいただいておりますが、茨城県の例から、まだまだ今後の可能性が期待をされる、そのように感じました。

そして一つ蛇足ではありますが、私、四日市市ということで、あすなろう鉄道は公有民営方式でありまして、民間とともに四日市市という自治体が経営主体でもありますから、時に地域課題解決型のキャリア教育、これは今後発展的に取組が進むのであれば、例えばあすなろう鉄道の利用促進、これはビジネス教育のテーマとして非常に適している、こんなふうにも日ごろから感じております。こういった教育現場のかかわり方にも、期待をしたいと思っております。

先日、桑名市で公共交通への自動運転技術を導入する桑名市次世代モビリティ社会実装研究会が発足いたしました。これは、特にバスの運転手のなり手不足解消が目的ではあるようですが、こういったすばらしい技術も利用者あってのことだと思います。

地元四日市市のある地域では、地元住民の声を受けてコミュニティバス運行の社会実験が行われました。初年度は運賃無料、次年度は有償で運行したところ、次年度には利用者が5分の1に激減をしてしまいました。要因を聞いてみますと、通勤、通学での利用者減ということでした。正直な、これが利用者の実態ではないでしょうか。しかしながら、この地域では公共交通の確保を求める声は大きい、その声の多くは高齢者です。この声を若者や現役世代にも届けてほしい、こんなふうに思っております。こういったところにSDGsの視点もあるように思っております。

社会全体で、公共交通を残そうとする意識改革のための価値を一つでも多く発見して、共有をして、将来につなげていただくことを念願して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、時間が迫ってまいりましたが、最後の質問です。

障がい者の芸術文化活動のさらなる推進に向けての質問となります。

さて、令和元年度三重県障がい者芸術文化祭が、（パネルを示す）12月13、14日、金、土両日にて、今年亀山市文化会館で開催されます。特に、鈴木知事が知事になってから力を入れて取り組んでいただいております、年々芸術文化祭の出展数が増えてきておりまして、毎年の知事の挨拶でも盛り上

がりの様子が報告されております。令和元年度、本年も過去最高だった昨年の出展数をさらに上回る出展数があったというふうに伺っております。大成功を応援してまいりたいと思います。

この芸術文化祭は、当時全国に先駆けてスタートされたと聞いておりますが、毎年各地域で巡回して開催されているところも、大きな盛り上がりにつながっているようです。

このような状況の中、過去7回の開催によりまして、開催地を中心に出展への意欲はもちろんです。関係者の芸術文化に取り組む機運の醸成、支援体制の充実、さらには、芸術の各分野での専門性を持った人材が輩出されてきていると伺っています。このような中、これまでの開催実績に伴い、県内各地に分散している障がい者の芸術文化にかかわる体制や人材のネットワークをつくり、さらなる活動の推進、専門性の向上をとの声が上がっております。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が平成30年6月13日に公布、施行され、さらに本年、厚生労働省から新たに定められた障害者芸術文化活動普及支援事業の実施要綱が4月1日から適用されていると伺っています。

要綱を見せていただきましたが、障害者芸術文化活動支援センターを設置していくということが明記をされておりますが、三重県におきまして、今後のさらなる障がい者の皆さんの芸術文化活動の推進に向けて、センターなど支援拠点の設置をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** 障がい者の芸術文化活動推進に向けた、支援拠点の設置についてお答えいたします。

御紹介いただきました現行の三重県障がい者芸術文化祭は、障がい当事者団体やボランティア団体など、多様な主体により構成された実行委員会が運営しており、作品発表の場の提供だけでなく、その企画、実施において芸術文化活動に関心のある障がい当事者やその家族からの相談対応も行っております。

今後は、このような発表機会の創出や相談対応に加え、芸術文化祭の企画、運営を通じて培ってきた各関係機関の連携体制をもとに、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、地域における芸術文化活動の普及、情報収集、発信、関係者のネットワークづくりなどに取り組んでいく必要があると考えております。

このことから、県としまして、障がい者の芸術文化活動の裾野拡大を図り、障がいの有無にかかわらず、自己の能力を生かしながら夢と希望を持って生活できる、生きがいを実感できる地域共生社会づくりを目指して、国の制度などを活用して、障がい者の芸術文化活動を支援するセンター機能が早期に整備できるよう検討を進めてまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

早期に検討をいただけるということで、大いに期待させていただきたいと思っております。

東京パラリンピックや三重とこわか大会に向けて、スポーツの分野における障がい者の皆さんの活躍、社会参加の推進、機運の高まり等がありますけれども、芸術文化におきましても、この芸術文化祭を中心にさらなる活動の推進に向けて、支援拠点の設置、ぜひお願いしたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 14番 小島智子議員。

〔14番 小島智子議員登壇・拍手〕

○14番（小島智子） 皆さんこんにちは。

本日、最後の登壇になりますが、新政みえ、桑名市・桑名郡選出の小島智子です。

議長のお許しをいただきましたので、思いを込めて質問をさせていただきたいと思っております。お答えいただく皆さん、どうぞ思いを込めて御答弁をよろしく願いいたします。

まず写真を見てください。（パネルを示す）どこの写真か御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが。ちょっと見にくいんですけども、実はここに山に登る入り口があります。この山に登る入り口の斜度は約9度、大変な山への入り口になっています。

2枚目の写真です。（パネルを示す）なだらかな山のところから入っていくと、しばらく登ったところにコンクリートの割と広い台状の場所に出ます。そこには小さな子どもたちであれば何十人と登れる、十分にその場所が有効であるような、そんな場所になっています。そこからこの学校を見おろしたときの写真が、今ごらんの写真になっています。大変モダンなつくり、筋状になっているところが見えるかと思いますが、ここです。野外音楽堂があったそんな場所です。この校舎は2階建てでした。

3枚目の写真です。（パネルを示す）校舎の上側、ここですが、スピーカーが見てとれます。物すごい水の力で、ぐにゃっと曲がったスピーカーが見てとれます。御存じの方は、もうおわかりだと思います。

（パネルを示す）4枚目です。この案内板は、実際、宮城県石巻市立大川小学校にあるものです。大地震から51分間、子どもや先生方は運動場にとどまり続け、最終的に津波到来の1分前、そこで移動を始めたと言われていません。先頭の子が進んだ距離はたった150メートルです。

10月11日、この日は台風第19号到来の前日でした。台風でお亡くなりになられた皆さんに哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げるところですが、私はくしくもその日、宮城県にいました。次の日新幹線の計画運休が決まっていたので、絶対その日に帰ってこなければいけないという弾丸で行ってきましたが、宮城教育大学防災教育研修機構の方々と一緒にずっと学校を回り、実際に歩いてきました。

まさしくその日、10月11日、最高裁第一小法廷は石巻市と宮城県の、後から説明しますが、上告を棄却する決定をし、子どもの命を預かる学校に厳しい注意義務や防災対策を求める判決を確定させました。

経緯を簡単に説明いたします。

この学校の全校生徒は当時108人でした。先生は13人。その中で保護者に連れられて帰った子どもを除き、78人が恐らく校庭にいただろうと言われる。その中で70人の子どもが亡くなり、4名が行方不明、先生方については10名がお亡くなりになっています。この小学校をめぐる児童23人の遺族が市と県を相手取り、約23億円の賠償を求め、そういう裁判が行われていました。

1審の仙台地裁の判決は、学校側が地震発生前の防災対策を怠ったなど、事前防災の不備を結果としては認めなかったものだというふうに認識をしています。これについて原告が控訴し、2018年4月26日仙台高裁は事前防災の不備を認め、1審より多い額の損害賠償を命じた判決をいたしました。

仙台高裁の判決で、指摘をされたことを何点か申し上げます。

校長らが、児童の生命と身体を守る義務を果たすために必要な知識と経験については、地域住民の平均的なものよりもはるかに高いレベルでなければならぬ。市から提供される情報についても、批判的に検討することが要請される場合もある。ハザードマップは安全に直接かかわるものであるから、独自の立場からその信頼性を検討することが求められていたなどです。

仙台高裁の判決に対し、宮城県と石巻市は判決を不服として最高裁に上告していました。上告審として、最高裁によって仙台高裁判決支持が明確に打ち出されたということです。

大変痛ましいことでありまして、そのことについて経緯を見守っていらっしゃる方々も多いのではないかと思います。この判決をどのような思いで受けとめられているのか、学校をはじめ、防災全般に責任を持つ知事にまっずお伺いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 大川小学校の判決を受けての所感ということで、答弁をさせていただきます。

改めまして、大川小学校において津波の犠牲になられた児童、教職員の皆様の御冥福を心からお祈りいたします。

大川小学校では、児童74名もの尊い命が犠牲となりました。どのような判

決であろうとも、生きていてほしかったという御家族の思いは決して変わるものではありません。子どもの命を守りたいと願う気持ちは誰もが同じであり、二度とこうしたことが起きないように、子どもたちの命を守るために全力で取り組む思いを強くしたところです。

東日本大震災のような大規模災害がたびたび発生すれば、多くの尊い命や住みなれた町並みなど、大切なものが一瞬で奪い去られてしまいます。今、全国各地で地震や台風などによる大規模な自然災害が頻発しており、また、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震に備えるため、防災・減災対策の重要性はますます高まっています。

こうした中、私は特に防災対策に力を入れて取組を進めてまいりました。具体的には、南海トラフ地震の被害想定を全面的に見直し、地域防災計画を大幅に改定するとともに、これを推進するための行動計画を策定して、計画的に防災・減災対策を進めてきました。

ハード対策では、河川や海岸堤防の耐震対策や緊急輸送道路の整備、公共施設の耐震化などを進めておりますが、これらのハード対策だけで完全に地震や津波による被害をなくすことは困難であることから、住民や地域、それぞれの避難計画の作成などによる津波避難対策など、ソフト対策もあわせて進めております。

学校における防災対策については、子どもたちの安全確保に最優先で取り組むことが重要です。東日本大震災後、学校における今後の防災対策、防災教育のあり方について、指針を策定し、学校施設の耐震化や学校防災の核となる学校防災リーダーの育成、子どもたちが自分の命を自分で守るための力を身につけられるよう、防災ノート等を活用した防災教育を推進しています。

また、次世代に東日本大震災で起こったことを伝え、教訓として学ぶため、県内の中高生を宮城県などの被災地に派遣し、大川小学校にも訪問して、現地の方々との交流や合同防災学習などに取り組んでいます。

今般確定した大川小学校の判決は、学校には児童の安全を確保する義務があり、学校が津波に襲われる危険性を予見することは十分可能であったが、

津波からの具体的な避難場所と避難経路、避難方法を定めていなかったことが、子どもたちや教職員の尊い命を失うことにつながったというものです。

子どもたちの命をはじめ防災に携わる私たちは、これを厳粛に重く受けとめなければなりません。今回の判決を受けて、学校における防災対策、防災教育を進めるに当たっては、どのような災害であっても子どもたちの命を守ることができるよう、自然災害に対して固定観念にとらわれず対策を講じることが必要であり、たとえ、それが空振りに終わることになったとしても、いざというときのためにあらゆる手段、方法を尽くして備えなければならないと考えています。

現在も各学校の防災計画で、避難に関する事項を定めていますが、今回の大川小学校の判決を重く受けとめて、教育委員会や学校においては、改めて避難場所や避難経路、避難方法、ハザードマップの習熟度などを検証し、あらゆる災害リスクを想定した防災計画を見直すとともに、日常から避難訓練を重ねることで、学校における防災対策、防災教育を実効性のあるものとし、継続的に取り組んでいってほしいと考えております。

また、判決では、先ほど小島議員も引用されましたが、校長らが子どもたちの安全を確保するために必要とされる知識と経験は、地域住民が有していた平均的知識や経験よりもはるかに高いレベルのものでなければならないとされています。来年度から実施を予定している災害時学校支援チーム（仮称）は、災害時に被災した学校を支援するため、災害対応力の高い教職員を育成するものであり、学校防災リーダーの資質向上とあわせて、これまで以上に防災の高い見識を備えた教職員の育成に取り組んでほしいと思っていますし、これまで申し上げた取組は私自身も当事者意識を持ってしっかり加速していくよう、全力を挙げてまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

学校の一番の責任は、朝、行ってきますと言って家を出た命を、そのままいただいと行って家に帰すこと、これが第一であろうと思います。命を守る

ことはほかの全ての教育活動に優先する、そのように思います。

今年度から教員養成課程を持つ大学では、学校安全への対応というのが必修になりました。不審者への対応を含め、自然災害への備え等も学ぶことになっています。

教職員の任命権者は公立の学校においては県でありまして、根本的に学校防災に資する人材をどう育成していくかというのは、一義的に県が責任を負うと考えております。

最高裁で仙台高裁による判決が確定したことで、先ほど知事もおっしゃいましたけれども、学校防災はギアを1段上げなければいけない、そのときが来たと思っていますが、では県として、教員の養成をどうするかということですね。様々な手は打っていただいています、そこにいる人たちが人任せでは、例えば管理職にとか、例えばリーダーにということであれば、それは実際的なものにならないのではないかと思います、人材育成がどのようにお進みか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教職員の人材育成についての御質問でございます。

東日本大震災の発生を受け、県教育委員会では学校の防災教育や防災対策を推進するため、学校における防災計画の見直しや防災教育の指導計画の作成、見直しなどの役割を担う学校防災リーダーを全ての公立小・中学校と県立学校に配置しております。

学校防災リーダーについては、毎年、学校防災リーダー等教職員研修を開催して、資質向上に取り組んでいるところです。令和元年度は、防災に係る学校と地域の連携や先進的な学校防災の取組事例を学ぶ研修を、菰野町、津市、伊勢市、尾鷲市の県内4会場で開催し、609名が参加いたしました。

また、学校防災リーダーは、所属する学校の教職員に対する研修を行う役割も担っており、避難所開設時の対応を考える避難所運営ゲームHUGとか、災害リスクをイメージして予防策や対策を考える図上訓練DIGなどの研修を、学校防災リーダーが中心となって企画して実施している学校もあります。

教職員研修については、全ての教職員が災害を自分事として考えられるよう、初任者研修や教職員6年次研修、中堅教職員研修、新任校長・教頭研修など、基本研修においても防災教育に関する内容の研修を行っています。

さらに、教職員の防災教育の指導力向上を目的とした体験型防災学習実践研修会を開催し、防災教育の授業で活用することを想定した気象実験などの体験型防災学習の研修も行っております。

このほかにも、希望する学校には学校防災アドバイザーを派遣して、防災教育の授業のやり方であるとか、防災訓練等の手法について、指導、助言を行い、学校の防災対策、防災教育の取組を支援しています。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 様々なことを、学校においてお進めをいただいています。

もう一つ学校を御紹介したいと思います。

南三陸町、皆さん御存じだと思います。防災庁舎は骨組みだけになって、最後までマイクを持ち続けた女性がいた、そこです。

そこにある戸倉小学校は、庁舎よりも海側にありました。でも、その子どもたちは、津波では、結果としてお一人残念ながら亡くなってしまいましたけれども、ほかの子どもたちは全員助かっています。避難地がきちっと決めてあったこと、高台であったこと、そして、これを見ていただきたいと思えます。

（パネルを示す）この手前に、実は高台があって、そこまでは全員が逃げました。けれども高いところから海を見たときに、この場には危ないと判断した教職員は子どもたちを駆け上がらせ、そしてここに赤い鳥居がありますが、この上に神社があります。

（パネルを示す）次の写真になります。この神社、こう上がってきたんですが、これでは危ないと言って神社に向かって子どもたちを誘導しました。この写真のこのあたりに五十鈴神社という神社があります。当日は雪が降りました。小さな子どもたちを神社の中に避難させました。そして、ほかの子どもたちはたき火をたいて暖をとったとも言われています。

事前防災の差、判断の差が命に直結するということを実感する二つの学校です。実体験は何ものにも勝ります。今年度、宮城教育大学は8月に教育関係者を中心として3泊4日の研修を初めて行いました。そこに三重県からお一人参加をいただいています。来年度から年2回、3月と8月にこういう研修をしたいと、宮城教育大学は考えています。そこに参加した人たちの感想を少し紹介します。

直接、被災あるいは支援した人たちからきちんと学べるシステムが必要、防災教育というのは本質的に大切な命の話、その教育を行う側には責任を果たす義務がある、どこか遠い他人事のように感じていた部分があるが、この研修によってよりリアルで臨場感のあるものになった、管理職がいなくても自分たちで判断、行動できるような職員集団をつくるべき、命を守る訓練足り得ていたのか、自分たちが学校でやっている訓練を振り返ってです。正常性バイアスの塊である教職員、地域住民の意識改革、防災教育を未来をつくる教育と置きかえる学校づくり、そんなふうに出ています。本当に、ここに実際に足を運んで話を聞き体験していただいた方こそ、しっかりと養成された人材ではないかと考えます。

このような研修を、今後充実させていくということについて、どのようにお考えか、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 実体験を通して学ぶ研修というのが重要だと思うが、考え方はどうかという御質問でございます。

大川小学校訴訟の判決では、自然災害から子どもたちの命を守るため、より高いレベルの学校防災への取組が求められたと受けとめております。そのためには、改めて教職員の防災に対する資質の向上を図ることが大切であると考えております。

教職員には、災害時の状況をイメージしてどのような役割を果たさなければならぬかを理解し、災害に対応する力が求められています。このため、これまで行ってきた、東日本大震災で実際に避難所運営や学校再開業務に当

たった元教員を招聘した研修会などに加えて、今後は県内の教職員を東日本大震災の被災地に派遣し、実際の災害時の状況や学校での対応を学ぶ研修などについても検討していきたいと考えております。

また、学校防災リーダー以外の教職員にもなるべく多くの研修の機会をつくれるよう、研修の開催方法であるとか周知の方法等の工夫にも取り組んでいきたいと考えます。

さらに令和2年度からは、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員を育成し、災害時の学校運営の支援を行う災害時学校支援チーム（仮称）を設置する予定でありますので、育成研修の一環として、被災地での研修も検討していきたいと考えております。

こうした研修や実際の災害に学ぶ機会を増やすことで、教職員による災害対応力の向上を図るとともに、学校の防災計画や避難訓練等の実効性を高めるよう取り組んでいきたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

どうぞ本物を知るといえるのか、これからに本当に生きるような研修を進めていただきたいと思っております。

学校現場にはすべきこと、課せられていることがとても多くあって、でも、それだから防災ができないとか、子どもの命がおろそかになっては、これは本末転倒です。バランスをとってぜひお進めいただきたい。

こんな言葉を最後にお伝えしたいと思っております。子どもたちが生きたかった明日を私たちは今生きています。親御さんが言ってみえた言葉ですけれども、決して三重県であの悲劇を二度と繰り返さないということをお互いに肝に銘じたいと思っております。ありがとうございました。

では、2点目に移ります。

11月ですが、知事をはじめ65名にも及ぶミッション団がスペインを訪問されました。知事からは、巡礼道、産業、食、それぞれの連携について提案をしていただいて、合意がなされたわけですけれども、今回その中の巡礼道の

交流についてやりとりをさせていただきたいと思います。

11月7日、三重県とバスク自治州は、世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を交わしていただきました。道そのものが世界遺産として登録されているのは、キリスト教の聖地であるサンティアゴ・デ・コンポステーラの大聖堂までに至る道と、そして、熊野古道伊勢路の峠部を中心とした紀伊山地の霊場と参詣道の二つだけです。

まず、どのような覚書を締結されたのか、その目的、内容についてお問い合わせいたします。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） バスク自治州で締結いたしました、道の覚書の目的とその内容についての御質問でございます。

今月7日、バスク自治州と世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を締結させていただきました。

県では、インバウンドへのプロモーションなどで熊野古道をPRしたことはこれまでも多くありましたが、熊野古道に関する覚書を海外の自治体と締結するのは初めてのことでございます。

バスク自治州と三重県には、世界に誇るべき宝として世界遺産の巡礼道にありますサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路の北の道や、熊野古道伊勢路がございます。バスク自治州と協力、連携することにより、巡礼道の価値をさらに高めるとともに、人々の理解が深まり、より多くの人に巡礼道を訪れてもらいたいと考えております。

覚書では、情報発信と交流の取組について、協力、連携することとしております。覚書締結後、バスク自治州と協議し、情報発信については州民、県民にお互いの巡礼道への理解を深めてもらうため、それぞれを紹介する写真展を開催することといたしました。

本県では、来年3月に熊野古道センターにおいて、バスク自治州では巡礼が始まる4月に、覚書締結式が行われましたイガルツァ歴史建造物群において開催する方向で調整しております。

交流につきましては、巡礼道の活用を次世代へ継承するため、若者の交流を促進していくことといたしました。

また、巡礼者をサポートするカミーノ・デ・サンティアゴ友の会と意見交換をしたところ、活動の内容はもちろん、会員の高齢化や後継者問題などの団体自身が抱える課題についても、熊野古道伊勢路の保全団体等と多くの共通点があることがわかりました。このため、民間団体間の交流につきましても、双方にとって有意義なものになると考えております。

今後は、バスク自治州との覚書の内容や意義につきまして、熊野古道伊勢路沿線の市町、観光協会、保全団体等に丁寧に説明させていただきますとともに、取組の実施に当たっては積極的な参画を働きかけていきたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

覚書の有効期限についてですが、2年間有効というふうに書いてあったかと思えます。その後、終了の申し出がないときは1年間延長、以後も同様というふうに書かれていますが、互いに終了の申し出がなければ長く続いていくという確認でよろしかったでしょうか。

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 覚書締結式におきまして、知事からバスク自治州と三重県の巡礼道に関する協力関係は長い歴史を刻んでほしいとお伝えいたしまして、バスク自治州文化・言語政策省のムニョス副大臣からも、お互いの交流が将来まで末永く続くことを期待するとの御言葉をいただいております。バスク自治州と末永く交流を深めていきたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 長く交流を進めていく、そのために道そのものの整備というのがこの三重県において欠かせないのではないかと考えます。

世界遺産の部分ではありませんけれども、先日、女鬼峠を御案内いただきました。

写真を何枚か紹介いたします。（パネルを示す）これが熊野古道女鬼峠まで0.8キロメートルと書いてある道しるべ、そして、地域の方が大変丁寧に道を保全してくださって、（パネルを示す）このような状況が歩いているところで見とれます。丸太を渡しながらトラロープが張られています。

そして、（パネルを示す）こういう場所もありまして、実は観音像なんですけれども、観音様には赤いよだれかけは本当はかけないんですけども、地元のおばあちゃんたちがこれをつくって、ここに付けてくれたので、そのままにしてあるという話をお伺いいたしました。このお堂があるところに記帳箱が設置をされています。（パネルを示す）この中に記帳するノートがあって、英語表記がないねなんていう話をしながら歩かせていただきました。

このノートには2018年から19年、ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、イタリア等の国々から来られた方々の記述もありました。日本の方々の記述には、東京からですとか、古道初心者です、あるいは、昨日内宮から出発、速玉神社まで5度目の伊勢路、すごいなと思います、それから、案内板が増えてよかった、あるいは、よく整備してくださり、ありがとうございますなども見受けられました。

地域の皆さんが倒木を除去し、草を刈り、道を補修しながら、それぞれのまちの宝を保存してくださっています。これらの活動、今真剣に考えなければ、守ってくださっている方々、高齢化の波にのまれてしまうのではないかと、そんな不安があります。

ここに地図があります。（実物を示す）田辺市に行って、いただいてきました。この地図にはもちろん歩くための様々な情報が入れられています。高低差ですとか、トイレ、見どころ、スタンプ、宿、御飯を食べる場所など。でも、それだけではなくて、海外から見える方たちが、例えば気温ですとか、日の出、日の入りの時間、危険動物がどうかとか、日本式の宿の使い方、バス、鉄道のアクセスや乗り方、あるいは、先ほどと関係しますが、地震、津波があったとき、そんな情報も入れ込んであります。熊野古道伊勢路にも全

体像がわかるもの、ある地点からある地点までの歩き方がわかるものは整備する必要があるのではないのでしょうか。

また、道を通して歩くには宿泊に関する情報を与え、予約したり、支払いをしたりするシステムをつくること、これが重要だと思います。小さなところにはカード決済をするシステムすらない場合があります。

(パネルを示す) これは田辺市熊野ツーリズムビューローの仕組みですが、細かいことは申し上げませんが、6月段階で29人というふうに書いてあります。始まったときは、ビューローの仕組みはたった数人。英語ができることが条件の部署が多いですから、英語ができる方がIターンあるいはUターンするような、そんなことにも一役買っているということでした。

一朝一夕にビューローのような仕組みができるわけではありませんが、宿泊を含めた旅全体をプロデュースする仕組みを、三重県でも取り入れることが必要ではないのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

[伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇]

**○地域連携部南部地域活性化局長(伊藤久美子)** 熊野古道伊勢路の、インバウンドに向けた環境整備についての御質問でございます。

熊野古道伊勢路は、伊勢神宮参拝を終えた人々が熊野三山へ向かう参詣道でありまして、世界遺産に登録されなかった地域を含めて、伊勢から熊野までを一つの道として通して歩いていただくことは、大きな意義があると考えております。また、紀伊半島3県に広がる熊野古道全体を見れば、伊勢から田辺までインバウンドが安心して歩けるようにすることは、熊野古道の価値を高めると考えております。このため、県では田辺市熊野ツーリズムビューローと連携いたしまして、インバウンドの受け入れ環境整備を進めているところで。

今年度は、伊勢から熊野三山まで伊勢路を通して歩くためのマップを、先ほど御紹介していただきましたが、インバウンドにわかりやすいように、中辺路、小辺路など同ビューローが既に作成済みのルートマップとフォーマットを合わせて作成しているところでございます。

このマップには、先ほど御紹介いただきましたように、重立ったルートや宿泊、飲食施設のほか、道の高低差、トイレ、自販機、避難所、当該地域の気候風土、日本の生活や文化まで、インバウンドにとって役立つ情報を掲載することとしております。

また、今後、さらに多くのインバウンドに訪れてもらうためには、地域の情報収集から宿泊の予約、各種体験、サービスの申し込み、キャッシュレス決済まで、旅に必要な全てのことに応えることができるような、一元的な窓口が必要になってきます。

そういったサービスを担うための体制づくりといたしまして、来年度、東紀州5市町と県は、東紀州地域振興公社を一般社団法人とし、再来年に日本版観光DMO法人となることを目指していきます。そして、伊勢市観光協会をはじめとする熊野古道周辺地域の観光協会やDMO、民間事業者などと連携いたしまして、伊勢から熊野、熊野から田辺へとインバウンドの流れをつくっていききたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

この地図に三重県内の道が続けて載って、そしてそれを持ちながら歩かれるインバウンドが増えるように、それを楽しみにしたいなと思いますし、後押しをさせていただきたいと思います。

そしてDMOの仕組みも、これからですけども、つくっていくということで、やっぱり個人旅行者の方々をしっかりと受け入れながら不安なく歩いていただける、そんな環境整備を、ぜひスペインの道との交流ということを通してお進めいただきたいと思います。

熊野古道協働会議というのがあります。東紀州振興課がかかわっていただいているんですけども、多くの方が熊野古道協働会議にはかかわっていらっしゃると思います。先ほど言うていただきましたけれども、保存会、語り部友の会、林業家、商工会議所、行政等々、この方々が中心になって、例えば世界遺産保全とか、それから周年事業をどうするかとか、今の課題は何かとい

うこととお話し合っています。いろんな方が参加をすることは可能というふうにお聞きをしていますが、どうしても世界遺産保全の性格が強いというお話も伺っているところです。

スペインとの交流連携に耐え得る1本の続く道を求めるならば、熊野古道伊勢路の全線にかかわる、例えば市町協議会のような仕組み、新たな仕組みが必要なのではないかと思いますが、そのことについての御見解をお伺いいたします。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 熊野古道伊勢路の環境整備に係る具体策を検討する場についての御質問かと思えます。

熊野古道が世界遺産に登録される前の平成15年度に、先ほどおっしゃいました、熊野古道の保存会、語り部友の会や行政職員等により、熊野古道協働会議が設置されております。毎年、熊野古道の関係者が一堂に会し、熊野古道の維持、保全や活用につきまして意見交換や調整を行っているところでございます。

この会議は、先ほど御紹介いただきましたように、熊野古道の保全や活用に関心をお持ちの方であればどなたでも参加することができますが、世界遺産に登録された地域である東紀州地域からの参加者が多くなっております。

一方、今回、熊野古道世界遺産登録15周年事業の実施に当たりまして、実行委員会の参加団体を募ったところ、熊野古道にゆかりのある15市町をはじめ、観光団体、商工団体、民間企業など幅広い分野から200を超える団体に参加いただきました。7月の総会では、それぞれが実施する取組の情報共有等を行ったところでございます。

今後は、熊野古道協働会議を主体といたしまして、熊野古道の維持、保全等に係る協創の取組を、東紀州地域だけではなく南部地域全体で進めていきたいと考えております。

このため、熊野古道世界遺産登録15周年事業実行委員会の参加団体に、熊野古道協働会議への参画を働きかけていくとともに、実行委員会のネット

ワークを活用し、維持、保全活動への協力を広く呼びかけてまいります。

また、インバウンドの受け入れ環境整備につきましては、観光関係団体、施設がたくさん参加いただいております熊野古道世界遺産登録15周年事業実行委員会の皆様と図りながら、先ほど申し上げました、東紀州地域振興公社と連携いたしまして、熊野古道世界遺産登録20周年も視野に入れた仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。今後は、この二つの組織を車の両輪といたしまして取り組んでまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

それぞれが持つ強みを有機的に結合させながら、ぜひこれから5年間で具体的なものを進めていただきたいと思います。

ふわっとした交流とか連携ということではなくて、現実的なここにあるもの、道とか人とかそれぞれの関係性のブラッシュアップを図って、具体的な成果につなげること、これがスペインに行つて覚書を締結していただいたことへの成果だと思しますので、ぜひ取組をお進めいただきますようお願いを申し上げます、この項を終了したいと思います。

三つ目です。犯罪被害者支援のさらなる一步を！とさせていただきます。

平成31年3月三重県犯罪被害者等支援条例が制定され、4月1日に施行されました。これまでの流れを見ますと、平成18年4月にみえ犯罪被害者総合支援センターが設置され、電話相談、面接相談、付き添い等、丁寧に支援に取り組んでいただいています。

平成27年6月1日には、みえ性暴力被害者支援センターよりこが開設されています。相談件数は増加傾向にあり、2018年度から相談員を3名に増員していただいています。もちろん、警察の方々にも犯罪者支援についてはしっかりと動いていただいているところです。

そんな中、県では、平成30年に犯罪被害に遭われた方々などを対象にして、調査を行っていただいています。必要な支援の項目の中で最も回答が多いのが、支援サービスに関する情報提供、88%の方が必要であると答えていらっ

しゃいます。

様々な角度から被害者支援が行われている中ですが、今年度、条例に基づいて、三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）がつくられようとしているところですが、現段階で最も必要とされている支援サービスに関する情報提供についてどのように取り組んでいただいているのか、お伺いをしたいと思います。

また、市町でどの部署が被害者支援を担当するかというのはもう既に明らかにしていただいている、ホームページ等で見ることもできるわけですが、行政職員は部署を移動します。担当する方が経験豊かな方とは限りません。もちろん担当者に対する研修は必要ですし、どなたが担当になっても、あるいは、行政の大きさにかかわらず被害者が支援を受けられるようにするには、市町職員に対する支援も必要だと考えます。研修や具体の支援に関して、環境生活部長の考えをお伺いいたします。お願いします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 犯罪被害者等支援に関しまして2点、まず一つは、支援サービスに関する情報提供について、そしてもう一つは、市町の対応に対する支援について御質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、先ほど御案内いただきましたように、現在、条例に基づきまして三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）を策定しておりまして、最終案を取りまとめたところでございます。この計画の中では、基本施策の一つとして、相談及び情報の提供を掲げまして、各関係機関の相互の連携の促進などにより、情報の提供に係る施策に取り組むこととしております。

これまでも犯罪被害者等支援に関する県の取組を施策集として取りまとめまして、被害を受けた方がどの機関に相談しても円滑に支援につながられるよう、市町や関係機関に配布しており、みえ犯罪被害者総合支援センターにおいては支援サービスの情報提供や支援の提供に活用していただいております。

しかし、被害を受けた方々が直面する様々な課題に対応する保健、福祉制度をはじめとする支援サービスの多くは、市町が実施主体となっておりますので、市町においてもこうした犯罪被害者等支援施策集を作成いただくことが、より多くの支援サービスにつなぐには有効であると考えております。

こうしたことから、今月26日に開催いたしました犯罪被害者等支援施策市町担当者会議におきまして、こうした施策集の作成とともに、各市町における相談先の一覧の作成、あるいは、窓口への配布につきまして市町に働きかけたところであり、今後も情報提供の強化を進めてまいりたいと思います。

次に、市町に対する支援でございます。

今年度、警察本部とみえ犯罪被害者総合支援センターとともに全29市町を訪問いたしました。各市町における支援に係る取組等について意見交換を行ったところでございますが、総合的対応窓口、これは相談を受け、情報を提供したり、担当部署や関係機関へつないだりする役割を担ってもらうところになりますが、こうした窓口は全市町において設置はされております。しかしながら、支援に係る体制は市町の規模等によっても異なりますし、ノウハウの蓄積も様々であるということがわかりました。また、未経験の職員が支援に当たることや、支援のノウハウが十分引き継がれていないことも想定されるところでございます。

このため、経験のない職員でも被害者の状況に応じて円滑に支援につながられるよう、支援の進め方等についてわかりやすいマニュアルとなるハンドブックが必要であると考えております。来年度以降、関係機関や市町等の御意見をいただきながら、ハンドブックの作成を進め、市町における窓口の機能強化を支援していきたいと考えております。

さらに、みえ犯罪被害者総合支援センターと連携いたしまして、各市町の体制整備を支援するとともに、ケーススタディを取り入れるなど、市町の担当者の資質向上に向けた研修内容の充実も図っていきたいと考えております。

以上でございます。

[14番 小島智子議員登壇]

○14番（小島智子） 各市町における一覧の作成を求めているということ、そして、市町支援のためのハンドブックをつくっていただくということで御答弁いただいたと思います。

本当にお困りになって、様々な課題があるんだと思うんですが、支援が丁寧になれることを期待しています。

ここに1冊のノートがあります。（実物を示す）つむぎという名前です。京都府が国の事業でつくったものです。

このノートは犯罪被害者支援のためのノートで、3冊の構成になっています。こういうものと、それから中に、こういうものです。

例えば、先ほど言っていた、市町の支援の場所の一覧をここに書き込んだものを、それぞれの市町でおつくりをいただければいいと思います。この名前はつむぎといいまして、被害者の方々の記憶などを頭の中で整理して紡ぐという意味、あるいは被害者と支援者を紡いでいくという意味、そういう意味が込められているそうです。

1冊目は困り事や支援者リスト、（実物を示す）被害の状況などが書き込めます。これは書き込み式になっています。分冊Ⅰというのは、各種手続の案内です。（実物を示す）これです。（実物を示す）分冊Ⅱというのはこちらですが、事件、事故後の対応と支援制度についてということで分かれています。

実際に扱うのは市町がほとんどだろうと思いますが、このようなノートの導入についてどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 犯罪被害者ノートの作成につきまして、考え方を述べたいと思います。

御紹介いただきましたような被害者ノートは、被害の状況や警察、裁判所等とのやりとり、犯罪被害者支援センターや行政機関等の相談の状況などを記録する備忘録として活用されるように作成され、一部自治体などで導入さ

れ始めたものでございます。

また、このノートを提示することにより、各支援機関等に出向くたびに被害を受けた方が同じ説明をしなければならぬという負担を軽減させ、また、各機関も同じ情報を共有できるというふうなことを言われております。

一方、当事者にとっては事件に向き合うことはつらいものであり、自らそれを記録することは難しい場合があります。また、支援機関等が書き込んだ場合でも、それを読んで傷つくというおそれもございます。

県では、現在、策定中の三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）におきまして、関係機関との相互連携を図り、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れなく提供されるということを重視した、支援体制の構築を目指しております。

このため、津地方検察庁や三重弁護士会、法テラス三重、警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センター、市町等、関係機関と十分に協議を重ね、本県における支援のさらに有効なあり方を検討していくこととしております。

その中で、関係機関が犯罪被害者等に寄り添った支援を効果的に実施するための被害者ノートといったツールにつきましても、先行事例を研究しつつ、犯罪被害者等の御意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 前向きに御検討をお願いしたいと思います。

実は、ある性犯罪被害者の方にこのノートをお見せして、お話を伺いました。その方は、大分時間がたってから相談したんですね。あなたの記憶は少し曖昧ですねというようなやりとりがあって、時間がたっていて何も書いてあるものがないので、事件の記憶が曖昧だということ、そして、特に性犯罪被害者の方々にとっては忘れたいことであって、それを意図してではなくても忘れてしまうこと、あるいは、違うことをこうだったというふうに思い込んでしまうことがあるというふうに御本人から伺いました。

全ての方が書き込めるわけではないと思いますし、そして、特に性犯罪被害者の方は、被害を受けたことを家族にも黙っている場合がありますから、このノートを持っていることでさらなる不安を持ってしまうことになるのかもしれないかもしれません。様々な課題はあろうかと思いますが、あなたを忘れないというメッセージとして、ぜひ、例えば窓口に来たときに使ってみませんかというふうに、初回でなくても渡すことができれば、それは県として犯罪被害者支援をしっかりとやっているというメッセージになるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後、四つ目です。制服は勝ち取るもの？というふうに書かせていただきました。

今年度から、三重県立高校の願書から性別記入欄が廃止されることになりました。それが必要でないということ、あるいは、様々な性自認をする生徒たちがいますから、その生徒たちがさらにつらい思いをしなくて済むように、そういう配慮もあつてのことだと思います。性的違和を感じながらそれを押し込めて生活している実態があるということも、当事者のカミングアウトによって少しずつ明らかになってきています。

(新聞を示す)ここに、2018年3月18日の新聞記事があります。この題名は、勝ち取った本当の自分、性同一性障害、四日市の18歳、学ラン姿で卒業とあります。自分をさらけ出し、訴え、偏見を変えていった3年間。2年生の夏、学校から学ランを着たいかと聞かれ、診断書を提出し、秋に異装届、装いが異なると書きますが、それが受理されたとも記事の中にはあります。

カミングアウトをし、闘って勝ち取らなければ、入った学校で着たい形の制服は着ることができないのでしょうか。

2019年2月22日付の毎日新聞、他県の例ですが、学校の教職員からこんなことを言われたという事実が載っていました。診断書を提出して男子用の制服を希望したが、ほかの生徒たちが変に思うことを理由に認められなかった、あるいは、前例がない、制服は我慢できる範囲、高校の評判が落ちる、そんなふう言われたということも載っています。生徒や保護者の気持ちを考え

ると、何ともやりきれない思いがいたします。

先ほどの新聞記事にはこうも書いてあります。三重県教委は各校に対応を任せていて統一ルールはないとしており、実際は学校によって差が大きい、そんなふうな回答をさせていただいたそうです。三重県の現状はどうなっているか、お伺いをいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 三重県の県立高校の制服の選択に関する状況についての御質問でございます。

県立高等学校の制服については、これまで多くの学校で制服の着やすさ、それから、防寒上や防犯上の観点等から見直しが行われてきました。その中で、デザインの変更など、学校の魅力化とともに、女子生徒のスラックス、ズボンなど複数の着こなしを選択できる制服を採用した学校もあります。

こうして、現在では制服のある県立の全日制高等学校51校のうち、女子生徒がスラックス、ズボンを自由に選択できる学校が43校ございます。

一方、男子生徒については、入学時からスカートを選択できる学校であるとか、申し出によってスカートが選択できる学校もあります。

最近の制服の見直しについては、県立明野高等学校において、平成30年度に2年生と3年生の生徒12名がプロジェクトチームを立ち上げ、生徒が主体となって新しい制服のデザインを提案した事例があります。

生徒たちは明野高校のこれまでの伝統を守りつつ、制服業者等からのアドバイスを受けながら、性の多様性にも配慮した新しい時代に即した制服を考案し、今年度からの入学生はそれを着用してございます。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） たくさんの学校が、既に選択ができる状況になりつつあるということをお聞かせいただきました。

そして明野高校については、教員の側からではなくて、生徒自らがその必要性を感じながら話し合い、全校生徒にもアンケートをとってということですので、お進めをいただいていることはすばらしい取組だと思えます。

例えば、クリーニング代がかかるから家で洗えるといいなですとか、そういう本当に高校生らしい意見も出されていたというふうに聞いています。

2019年、今年に入りまして、報道でも全国的に制服の選択に関して取り上げられることが増えてきました。先ほどおっしゃっていただきましたけれども、どうやって選ぶかという課題がある一方で、着やすさ、防寒、ジェンダーフリー、性的違和への配慮、それから性被害防止、盗撮等もありますので、その理由等で選択できる学校が少しずつ増えてきていると思います。

今後も含めまして、全体として制服のあり方について、教育長、どんなふうにお考えかということを確認させてください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 制服のあり方に関する教育長の考えをという御質問でございます。

制服の選択等については、まず教職員が正しい知識を持って、日ごろから生徒と相談しやすい環境を整え、生徒から申し出があった場合には画一的な指導をするのではなくて、当該生徒の思いをきちんと受けとめて、個別に対応していくこととしております。

制服については、性の多様性の中で自由に選択ができ、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮していくことが必要だと考えております。また、制服を検討するには、先ほど紹介させていただきました明野高等学校のように生徒とか保護者の声も取り入れていくことが大切であると考えておりまして、今後、制服のあり方についてはより研究をしていきたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

県教委がどうしなさいという問題ではないというふうに、私も考えます。それぞれが、どんなふうを考えるかということを生徒たち自らが考えようとするのが教育活動なんだろうと思います。ほかの考え方を認め合える、そのことを尊重し合えることが学校教育の中では大事にされるべきではないか

と考えるところです。

そして、生徒たち自身が自分にかかわる問題で意見表明ができる。意見表明をした結果、保護者や教職員とのやりとりの中で変えることができる。その成功体験は、これこそが主権者教育ではないかと思います。権利の主体者としてこれからも制服について意見を交わせること、このことを大事にしていきたいと思います。

明野高校での取組は、生徒が発端になってということでしたので、例えば生徒指導の担当の先生方の集まりなんかで、このことを水平展開していただいて、右に倣えではないですけども、お進めをしていただければ大変ありがたいなと思います。

制服が理由で学校に行きづらいとか、本当の自分ではないと思いながら学校に通わなければいけない。そんな状況は、一刻も早く解消すべきだと考えますので、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

性的違和にかかわるこの問題は、実は高等学校では遅いと言われています。はっきりと自分の性別を認識し、変えたい、違うと思うのは中学校でもう既に必要だろうと思っているところです。

一つ例を申し上げますが、福岡市立の中学校、全69校ありますが、来年度から64校が全て新しい標準服に移行いたします。そして、残り5校のうち1校は今の制服と新しい標準服との併用です。そして残り4校は、それぞれ独自の新たな選択ができる標準服を導入するということでした。中学校でどんなふうに進めるかというのは、市町の課題でありますけれども、今後必要になってくるだろうというふうに考えます。

今日は大きく4点を質問させていただきました。大川小の最高裁の判決を受けて、これからの学校防災をどうするのかということ。

(実物を示す)ここに実は『小さな命の意味を考える』第2集という冊子があります。当時、小学校6年生の娘さんの親御さんだった元中学校教員が、小さな命の意味を考える会というのをつくってしまして、そこが出している冊子です。今までのいろんな訴訟のやりとり、あるいは保護者の皆さんの思

いが書かれています。皆さんに最後に紹介をさせていただきたいですが、こんなふうに第2集には書いてあります。

あなたの大好きな学校の教室、廊下、校庭、体育館、風にそよいでいた桜の花びら、空に向かってこいだブランコ、絵本と一緒にバスを待っていた図書室、あの笑顔を忘れない、あの歌を忘れない、あの思い出を忘れない、あの悲しみも忘れない、行ってきます、あの朝のいつもとと同じ光景を忘れない、泥だらけの教科書を洗って干して、そんなふうに書いてあります。

2点目は三重県とスペイン、バスク自治州との覚書から、今後どうするのだということをお伺いいたしました。

3点目、三重県犯罪被害者等支援条例の施行から、次はどうするか。

4点目、性別記入欄撤廃、次はどうするか。

4本を通してのテーマは次の一手、次の一歩をどうするかということでした。行政は立ちどまってはいけなないと思います。私どももともに、全てを前へ進めてまいりたいと思いますということを申し上げまして、一般質問を終結いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さんお疲れさまです。本当にお疲れさまです。10分間、時間をいただきたいと思います。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

山本里香議員からありました、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方ということで、伺いたいと思います。

まず、2番目に通告をしてあります三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正で、合意形成の手続が変わるということで、特に県民の皆さんからも心配や疑問の声も聞いているわけなんですけれども、パブリックコメントをまずとって、どういう県民の方からの意見が寄せられているの

か、件数とかもわかりましたら教えていただきたいと思います。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） パブリックコメントの実施状況でございます。実施期間は令和元年10月9日から11月8日までを期間としてございます。

寄せられた意見数につきましては、11名の方から16件の御意見を頂戴しております。その中で主な意見としましては、住民の同意書取得を求める現行制度を継続すべきといった意見でありますとか、住民の同意書取得を求めている現行制度について、地方自治法上の課題があるとする根拠、これが不明確であるといった御意見もございました。さらに事業計画の内容につきまして、計画段階から周辺住民等にくまなく周知をされること、これが重要であると、このような御意見がございました。

以上です。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） そういう住民、県民の皆さんの声を踏まえて伺いますけれども、新たな条例制定で説明会を経て意見書のやりとりを行うというこの合意形成の手法というのは、業者にとって規制の強化になるのか緩和になるのか、それはどちらですか。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 先ほど山本議員の御質問に御答弁させていただいた、少し繰り返すにはなるんですが、手続としましてメインのところでございますが、まず計画段階から事業計画が公開され、公告、縦覧をされます。それに対して説明会がなされ、説明会の中で住民の方々から御意見を頂戴します。これが意見書の提出というふうな形を持って、これに対して事業者はその意見に対する見解書というものを書くような形になっていきます。工程全てが見える化がされてございますので、様々な方がそれを見る機会が出るということで、意見自体がオープンな形で、非常に透明な中で進めることが可能になるんじゃないかなと、このように考えております。先ほど申しましたとおり、最終的には現行の制度よりよい制度となるということを考えてございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） もう少し端的にお聞きしたいんですけれども、業者にとって合意形成の手続として緩和をされるのか、強化をされるのか、それはどちらだとお考えですか。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 事業者の方々から見れば、例えば、一つの事例として手戻り感といったところもあろうかもわかりません。住民の方々からすれば、自分たちの意見がどのような形で事業者として対応されたかというのが全て見えますし、それを繰り返すこと、最終的に私どもの考えておりますのが、意見のやりとりがなくなるところまでと考えてございますので、先ほど議員からございました、例えば、このもの自体が緩和なのか、それとも規制の強化なのかという観点ではなくて、十分な議論が進む、このような仕組みになったものと考えてございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 法的に地方自治法上などの課題も踏まえて、条例に盛り込むことは可能かどうかということはおいておいても、具体的な数字を、要件を定めて個別的に同意書を得ていくという手法のほうが、合意形成を得たのではないかというような意味では、こちらのほうが明確なのではないかと思うんです。

そのことを考えておられる住民の方や県民の方もおられて、今回の合意形成の手続が変わるということに不安を抱えているんじゃないかなと思うんですけれども、合意形成があったと確認する手法としては同意書を得るほうが極めて明確なではなかったのでしょうか。その辺はどうですか。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 今の合意の手法は、隣接につきましては全ての方々、あと、それぞれの施設によって距離が変わってまいりますので、その方につきましては5分の4、80%というふうな形になってございます。隣接の方々にとっては100%ということで、そういった権限というところが、法律上の、要するに財産権の侵害にも当たるところが一つございます。ただ、5分の4というふうな形になりますので、5分の1の

方々には同意の姿勢すらないので、そういったことから総合的に考えますと、やはり議論をオープンの中で見える化をさせていただいて、その中できちっとした議論ができるということは、手続としてよりよいものになったと考えてございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 今後、2月に条例が提案されてくるということなんですけれども、お願いをしたいのは、事業者の財産権もちろんあります、でも一方で、県民がなれ親しんだ地域で暮らしていくという人格権とも言えるようなやっぱり権利があって、その間に立って、利害をどうやって調整していくのかという立場にももちろん立っていただきたいなと思うんですけれども、パブコメで寄せられているような不安や懸念というのも、これは歴然としてやっぱりあるわけですから、例えば、説明会の手続に加えてもっと重層的に合意形成をさらに深めるような仕組みを検討するなど、本当に条例そのものが県民の合意形成を得ないまま、スケジュールありきで進んでいってほしくないなとそういう思いは持っておりますので、その辺、十分県民の声も聞きながら、再度検討していただきたいなと思っています。

最後に伺いますけれども、知事、これまでそういう合意形成の手続が変わるということに県民の皆さんの一定の不安もあるかと思えます。しっかり環境問題に長年苦勞して取り組んでこられたという方も、三重県の中にはおられますので、そういう皆さんの声や、あるいは、やっぱりこういう問題が起きて地域がばらばらになってしまうということも本当に懸念をしていますので、その辺も含めて知事の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 先ほど、緩和か強化かという話がありましたけれども、絶対に緩和ではないと思うし、むしろ、強化という表現はいいのかわかりませんが、厳格になっていると思えます。

それは、例えば今までは一定気にはしてきたけれども、条例から白地的に委任されていた指導要綱で決まっていたものが、まさにここでこうやって議会の皆さんに議論をいただいて、条例本則でしっかり書くということになっ

ているということと、それから、今まで、例えば事業計画をどう周知するか、とった合意書はあるけれども、事業計画に住民の皆さんの気持ちがちゃんと反映されているのかということについては、そこは何もなかったわけですが、ちゃんと事業計画の公告、縦覧、住民説明会、周辺住民の意見書、それに対する見解を、しっかりやった上で、業者が説明責任をいずれの場面においても果たさなければならぬプロセスになったという意味で、絶対に緩くはなっていないと思っていますけれども、これから、今まさに稲森議員がおっしゃっていただいたような不安や懸念を持っている方もいらっしゃると思いますので、環境審議会で最終案に向けて御議論をいただくのと、今後とも運用においてもしっかりとやっていくということだと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 特に心配をしているのは、いろんな、例えば合意形成の手続をいえば、環境アセスとかの手続を見ていると本当に住民の皆さんの理解とか合意というのが進んでいるのかなというようなそんな懸念も、別のことですけれども持っていますので、最終的にはやっぱり知事が判断をすることなので、その辺もどういうふうに合意形成を深めていって住民の理解を得ていくのかということをしっかり取り組んでいってほしいと思います。

これで関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 次に、小島智子議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。23番 濱井初男議員。

〔23番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○23番（濱井初男） もうしばらく御辛抱いただきたいと思います。

新政みえ所属の濱井初男でございます。

小島議員の質問に対しまして、関連質問をさせていただきたいと思います。南部地域活性化局長、本当に頑張ってくださいながら過去から一生懸命やっただきましたこと、本当に感謝したいと思います。

今回、覚書を交わしていただいたわけでございますけれども、やはり懸案

事項になっておりますことは、人材確保と財政問題でございます。

年々、年齢が上がってきまして、保存活動をしている方たちも亡くなった方もいらっしゃるし、若い方でも60歳近い方、ですから70歳、80歳代の方が中心になっておるのが現状であります。

郷土の子どもたちを案内しながら、こういった魅力を感じていただくような取組はしていただいておりますけれども、やはりこれから熊野古道を守っていく方たちを育てていくことが本当に必要なということで、今回、若者の派遣等もまず可能かどうか考えていただくというようなこともございます。

ぜひ三重県から先方に行かれて、覚書を交わされましたことでもありますから、こちらから積極的に働きかけていただくような姿勢を示していただきたいなと思います。

ちょっと辛口になってしまうんですけども、まず、先ほど関連質問の中でちょっと具体性を欠けておりましたことをおわびいたしますけれども、二つほどありまして、世界遺産登録に向けたこれからの方向性の部分と、それからもう一つは、仕組みづくりといいますか、互いの連携でございます。先ほど仕組みづくりにつきましては、これから前向きにいろいろと考えていただくことはよく承知いたしました。ありがとうございます。

私、考えておりますのは、3県が世界遺産登録されましたわけでございますので、奈良県、和歌山県、三重県がそろって話し合いの場を持つような、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかなということ、代表になる方たち、行政も含めてでございますけれども、そういった場を定期的にやっぱり開いていただくほうが、私は紀伊半島全体の世界遺産登録された部分でつながっていくと思うんです。それを積極的にやっていただきたいということ、そういうところでどのようなお考えをしているか、考えていただけるかどうかということですね。

それからもう1点は、庁内でございますけれども、世界遺産登録あるいは文化財登録を図っていく上で、教育委員会との連携という内部の連携がやは

り欠かせないんじゃないかなど。お話を聞いてみますと、なかなか連携がどこまでやっておられるのかなとちょっと疑問に思うこともありまして、そんなところで少しお話も聞かせていただければなと思います。これ、どちらさんからかわかりません。

それからもう1点は、先ほどお願いした世界遺産登録に向けてでございますけれども、なぜツヅラト峠から伊勢までが世界遺産登録にならないのか。

過去に、これは平成17年でございますけれども、多気町の方と、それから、当時の知事との間で知事と語ろう本音でトークということがございました。その中で、やはりなぜ世界遺産登録ができなかったかという質問がございました。そしてまた、世界遺産の登録が難しいのであれば、文化財登録に向けて臨んでいただきたい、このときはこう言われたわけでございます。参詣道はつながっておるということでございました。

今後のこととして、伊勢市、玉城町、大紀町、大台町、多気町の連携とありますが、そのことをどのように進めていくのかというような質問であったんですけども、この中でいろいろお答えいただいています。要約しますと、一部は国や県の文化財登録として検討できる価値を持っていると思われるため、今後は各市町の土地の所有者の方々、地域の方々の意見を伺いながら検討していきますという回答、そういうことでございましたので、それがなかなか15年たっても動いてこない。このことについて、やはり保全活動をやっておられる方たちはどうなっているのかなというようなことを言われておりますので、そこら辺これからどのような姿勢で臨まれるのか、この2点についてお聞かせいただきたい、このように思います。

**○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 私のほうからは最初、3県連携、3県が話し合っていく場と、それから、教育委員会との連携につきましてお答えさせていただきたいと思います。

第1点目でございますが、現在、奈良県、和歌山県と三重県は、吉野・高野・熊野の国という会議をつくっております、それで3県連携を図っているところでございます。

そしてその会議は、行政同士が話し合う場もございますし、また、教育委員会は教育委員会ですういった連携の場をお持ちだというふうに伺っておるところでございます。

そして3県が連携いたしまして、例えば3県の熊野古道の地図をつくらせていただいたり、それから、それぞれが写真を持ち寄らせて熊野古道全体のパンフレットをつくらせていただいたりして、PRをさせていただいております。

そして、今年度は3県が連携いたしまして、東京のほうで熊野古道のシンポジウムも開催させていただきまして、それぞれの知事がパネルディスカッションで発言していただいたと、そういったところもございますので、連携は今後も続けてやっていきたいなと考えておるところでございます。

それから、教育委員会との連携につきましては、例えば保全活動におきましては、必ず世界遺産でございますので教育委員会にもおいでいただきまして、それは県でも市でも、市町の教育委員会にも両方おいでいただきまして、一緒に保全活動をさせていただいております。

それから、今後はバスク自治州との覚書を締結いたしまして例えば交流といったところで、若い世代の交流といったお話が出ておるところでございます。

私はやはり若い方が住んでいる地域にその世界遺産があることといった、その意義をよく考えていただきたいと思っておりますし、その世界遺産の価値を知り、地域に誇りと愛着を持っていただくこと、そしてその価値をさらに高めさせていただくことが非常に重要なことかと考えておるところでございます。

そして、こういった若い方の交流につきましては、今後教育委員会とよくお話を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） よろしくお願ひします。

○教育長（廣田恵子） 関連質問についてでございますけれども、世界遺産登

録に向けてということでございます。

世界遺産登録の追加の前提となるのが、国の史跡に指定されることが最低の条件になります。それにそれぞれの調査が必要ですので、それについては予算も必要ですし、財政的なもの、それから人材も必要となります。

現在、市町にもそういった要望があるかということは常に働きかけてはいるんですが、今すぐにこうしてくださいという声は上がってきておりませんので、機運の醸成も含めて、これから各市町とともに追加登録に向けていろんな調査について考えていきたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 時間がなくなってきました。

まずシンポジウムに参加された和歌山県側の方の御意見なんですけれども、やはり三重県で、数少ないんです、やるときもね。3県でやはり持ち回りぐらゐのことでやっていただきたいなという御意見もございました。

それから、世界遺産登録はやはり伊勢まで続けないと本当の価値がないなというような御意見もあったようでございます。

それから、教育委員会、いろいろと御検討をいただいたようですけれども、やはり何かの会議のときにしっかりと今大事なことはどうということだということを説明していただいて、ぜひ機運の向上を図っていただいて、このように思いますので、時間になりましたのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明30日から12月2日までは、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明30日から12月2日までは、休会

とすることに決定いたしました。

12月3日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時25分散会